

衆議院 農林水産委員会 會議録 第五号

平成十二年三月八日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松岡 利勝君

理事 金田 英行君 理事 松下 忠洋君

理事 宮本 一三君 理事 小川 忠正君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 宮地 正介君

理事 一川 保夫君

赤城 徳彦君 今村 雅弘君

大石 秀政君 木村 太郎君

北村 直人君 熊谷 市雄君

栗原 博久君 栗原 裕康君

塩谷 立君 園田 修光君

中野 正志君 野呂田芳成君

藤本 孝雄君 二田 孝治君

松本 純君 御法川英文君

矢上 雅義君 谷津 義男君

山口 泰明君 吉田六左門君

安住 淳君 石井 紘基君

石橋 大吉君 岩田 順介君

大石 正光君 木幡 弘道君

佐藤謙一郎君 漆原 良夫君

丸谷 佳織君 井上 喜一君

佐々木洋平君 菅原喜重郎君

中林よし子君 藤田 スミ君

菊地 薫君

農林水産大臣 玉沢徳一郎君

農林水産政務次官 谷津 義男君

政府参考人 (厚生省生活衛生局長) 西本 至君

政府参考人 (農林水産省構造改善局長) 渡辺 好明君

政府参考人 (農林水産省農産園芸局長) 木下 寛之君

政府参考人 (農林水産技術會議事務局 三輪審太郎君)

農林水産委員会専門員 外山 文雄君

委員の異動

三月八日

麻生 太郎君

稲葉 大和君

河井 克行君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

石橋 大吉君

木幡 弘道君

長内 順一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

松本 純君

栗原 裕康君

山口 泰明君

吉田六左門君

中野 正志君

岩田 順介君

石井 紘基君

長内 順一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省構造改善局長渡辺好明君、農林水産省農産園芸局長木下寛之君、農林水産技術會議事務局局長三輪審太郎君及び厚生省生活衛生局長西本至君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。漆原良夫君。

○漆原委員 おはようございます。公明党・改革クラブの漆原でございます。

まず、私の方からは、農水省の構造改善局の不祥事について若干お尋ねしたいと思っております。

一連の構造改善局の不祥事は、三月二日、元課長補佐の収賄容疑での逮捕、そして三月三日、農水省本省に対する強制捜査という最悪の事態に発展したわけでございます。

新農業基本法が制定されて、日本の農政が、従来のいわば保護主義的な農政から脱却をして、環境への配慮とか市場原理の導入など、新たに生まれ変わらうとしている重大な時期であると私は考

えております。抜本的改革に向けた取り組みには国民の信頼と支持がどうしても必要であります。業者との癒着の構造がまかり通るようでは到底国民の信頼は得られない、こういうふうに思います。

今回の課長補佐の逮捕、農水省本省への強制捜査という事態を受けて、大臣、いらっしゃいますか、総括政務次官、率直なお考えをお尋ねしたいと思っております。

○谷津政務次官 このたび農林水産省の元職員が収賄容疑で逮捕され、当省が家宅捜索をされましたことにつきましては、公務員の倫理が厳しく問われている中で、まことに遺憾であり、残念に思っております。また、このことにより、国民の方々から不信を招いたことを大変申しわけなく思っております。捜査に対しましては、当省として協力を惜しまない所存でございます。

私といたしましては、この事態を重く受けとめ、今後農業構造改善事業等について、事業執行の透明性の確保など、事業実施の適正化に全力を尽くしますとともに、倫理の保持について、倫理研修や倫理管理体制を強化するなど万全を期していきたいと思っております。

○漆原委員 今回逮捕されたこの元課長補佐は、農水省が自主的に行った調査によって二回の処分をこれまで受けているわけですね。平成十一年十二月、減給六カ月間十分の一、十二年一月、停職二カ月間、二回の調査を受けて二回の処分を受けていました。

そういう意味で、そのときに発見されずに、今回司直の手が入ったことになるわけでございますが、農水省の調査は身内に甘いのではないかと、うふうな声が聞こえておりますが、総括政務次官、この点いかがでございますか。

うと思ひますけれども、それは今お話がありまして、昨年の十二月二十七日の処分が、これが十分の一の減給の六カ月。これは韓国旅行が一回、それから会食三十二回。それから、本年の一月十一日の処分、これは停職二カ月については、韓国旅行が三回、ゴルフが八回。それから、そのうち、四国の大川農協関係では韓国旅行が二回、会食十二回、ゴルフ八回というものでございます。これは調査委員会において調べさせていただいたわけでありまして、本人の方からは今回のことについては、逮捕の事実については実は何の話もなかったということでございます。

○漆原委員 いずれにしても、農水省の調査では明らかにならなかった、発見できなかったことが今回警察によって収賄という重大な事件に発展したわけでありまして、自主的な調査で発見できなかったことが後になって収賄事件に発展していった、こういうケースは今までもたくさんあります。ほかの省庁でも、自主的にこうだと言ったところが、新聞社の発表によって後でそれとどんでん返していくようなケースが見られます。

私、一番心配しているのは、農水省のこの構造改善局の不祥事が今回の一個だけにどまるのか、それともとどまらないのか、さらにまた、新たな収賄事件が出てくるのか、あるいは逮捕される人が出てくるのか、非常に心配しておりますが、こういう身内の調査で発見できなかったことがどんでん返りされていくということが我が省に対する国民の信頼を最も失うところであると思ふんです。

そういう意味では、今回処分された十九名ですか二十名ですか、収賄という観点でもう一度見直しをする、調査のやり直しをするということを経括政務次官、お考えになりませんか。

○谷津政務次官 今先生おっしゃったんですが、実は十八名処分をしたわけでございます。今回の件がまた発生したことにつきまして、今改めて調査をし直さないかというお話でございますけれども、実は、調査委員会がやっているのは、業務

の執行に対しての調査ということでございまして、今お話がありました収賄というものにつきましては、むしろ私は司直の手にゆだねるということになるのではなからうかと思うのです。

この調査委員会の調査の中で、実際に、私、これは個人の考えが入るわけでありまして、かなり限界があるという感じを持たぬわけでもございせんので、そういった面でも、もしそういうふうなものがあるとするならば、これはむしろ司直の手にとりう形になってくるのではなからうかというふうな考えです。

○漆原委員 今の総括政務次官のお話ですと、収賄事件に発展するのは職務行為と便宜供与の対価関係になるわけなのですが、今までの調査は、そういう観点からの調査はしてなかったと聞いているのでしようか。

○谷津政務次官 構造改善事業に関する調査委員会は、大臣訓令に基づいて設置されたものでございまして、その調査は、農業構造改善事業の執行体制の適正化を目的にしたものでありまして、犯罪行為を摘発することを目的としたものではございません。

このような立場に立つて、本人の自己申告を基本として、強制権限がない中で、調査委員会は、五年前にさかのぼって百六名の職員を対象に可能な限り網羅的に調査を行いました。

その結果を踏まえて、職員倫理規程、これは平成八年の十二月につくられたものでありますが、それに照らしまして十八名についての厳しい処分をしたものでありまして、調査が決して甘いという点ではなかったと思うわけでありまして、

○漆原委員 そこで、韓国旅行へ行った、海外旅行へ行った、あるいは飲食をした、そういう接待を受けたというのを調査されたわけですね。それだけに終わっているのか、それと職務行為の関連性まで踏み込んで調査されているのか、その点はどうかでしょうか。

もう一度、ただ飲食をしたかどうか、あるいは海外旅行へ行ったかどうかという観点の調査だけ

なのか、もう一歩踏み込んで、今回、四国大川農協というのでしようか、四国大川農協との具体的な予算の配分とか職務関連に関する因果関係みたいなところまで突っ込んだ調査はしているのか、いないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○松岡委員長 議事の途中ではございますが、ただいまヨージェフ・トルジャン・ハンガリー共和国農業地方開発大臣御一行が当委員会の傍聴にお見えになっております。御紹介申し上げます。
(起立、拍手)

○松岡委員長 質疑を続行いたします。農林水産省渡辺構造改善局長。

○渡辺政府参考人 今回の調査、昨年の一月からやつておるわけでございますけれども、やはりベースにいたしましたのは農林水産省職員倫理規程でございます。その中には、先生御案内のことと思ひますけれども、関係業者等との間で行われるものとして、一切の利益や便宜の供与を受けることというものが禁止されておりますので、これに照らしまして調査を行いました。そして、この訓令の中には、もし犯罪行為に当たるようなことがその過程でわかれば、告発をするということになつていただいております。

私どもは、会食、遊戯、旅行、そういった便宜供与等に関するものすべてを調べ上げた上で、犯罪行為に当たるものはその時点で確認できなかったというところでありますので、訓令に基づき司法当局への告発というのは行わなかったわけでございます。

○漆原委員 それでは、今回逮捕された上甲元課長補佐の処分事由に該当する事実について、その内容と回数、年月を明らかにしてもらいたい。そして、さらにその中で、今回のいわゆる贈賄側と指摘された四国大川農協に關係するものをまた別に教えてもらいたいと思ひます。

○渡辺政府参考人 上甲氏に二回処分を受けております。

昨年十二月二十七日の処分、すなわち減給六カ月、十分の一でございますが、これは、韓国旅行を一回行つておりました、この際、海外渡航承認願を提出してありません。それから、会食につきましては、それまでの確認で三十二回ということになつております。

それから、本年一月十一日に追加の処分、つまり停職二カ月を行つておりますが、それは、韓国旅行三回というものであり、海外渡航承認願が提出をされていない、それから、ゴルフが八回ということでございます。

なお、四国大川農協関係は、韓国旅行が二回、会食が十二回、ゴルフが八回というのが確認をされております。

○漆原委員 四国大川農協に関するものだけに限定したいと思ひますが、韓国旅行が二回とおっしゃいましたかね。(渡辺政府参考人「はい」と呼ぶ)韓国旅行が二回、この場合は、旅費は自分が負担していると思ひますが、大体何泊ぐらいで行つておるのか。そして、その間の宿泊費はだれが負担したのか。あるいは、向こうの方で飲食の接待があつたのか、ないのか。トータルでどのぐらいの費用だったのか。この辺をお調べになつていただきたいと思います。

(委員長退席、松下委員長代理着席)
○渡辺政府参考人 海外旅行の費用負担につきましては、調査の結果、本人から費用負担をしたということが言われております。また、相手方もそれを確認いたしておりますが、費用のそれぞれをそれぞれの費目に沿つて負担をしたのではなく、言つてみればバックというふうな形で周りにお金を渡したと記憶をしているというのが本人の言うところでございます。

○漆原委員 その辺は四国大川農協の方に確認されなかつたのでしょうか。そして、ついでに、飲食十二回、全体でどのぐらいの金額になるのでしょうか。

○渡辺政府参考人 順番を後ろの方から申し上げ

ますが、飲食につきましては、回数を確認をいたしておりますけれども、その金額の詳細につきましては、ちよつと手元にデータがございます。それから、旅行につきましては、本人の経費の負担は、韓国旅行が、これは土曜から月曜まで二泊三日で三万五千元、その次の韓国旅行が、金曜から日曜まで、これも二泊三日で五万円ということになっております。

○濫原委員 十二回という飲食、この金額についてはなぜ把握しなかったのか。それから、さらに韓国旅行に、バックで三万五千元とか五万を渡したというのだけれども、向こうの方で飲み食いしたのかどうか。その辺については確認されたのでしょうか、されないのでしょうか。

○渡辺政府参考人 二点御質問がございました。

第一点は、飲食の単価なり額の問題であります。これは、私も、倫理規程上は有償無償を問わず飲食をしないといけないということになっておりますので、倫理規程では、会食をすること、この行為を行ってはならないとなっておりますので、その額にかかわらず倫理規程違反ということでございます。

それから、韓国における飲食の費用につきましては、本人の説明では、みずから負担をしたということでございます。

○濫原委員 倫理規程が有償無償を問わず飲食をしないといけないと言ったから、そこだけ確認したと言っただけけれども、飲食をしたというのなら、当然幾らかということがだれだつて問題になるわけであつて、そのところを、なぜ私は問題にするかというところ、その金額の多寡が職務との関連、行為との因果関係を推測させる大きな要素にならうかと思ふんですね。したがつて、金額を確認しなかつたということ、初めから、その調査の段階で、もう職務との因果関係については調査しないというふうな前提で調査していただかと思ふんですが、果たしてそういうことではないんですか。

○渡辺政府参考人 総括政務次官からお答え申す。

申し上げたんですが、この調査は五年間さかのぼつての調査でございます。しかも、五年前のことになりまふと、この調査報告書にも書いてあります。次第に記憶が鮮明でなくなり正確さを欠くようになるといふことも、この報告書の中に記述をさせていただいております。

私も、そういう金額をやること自身よりも、むしろだれと何回やつたかというところに重点を置いて調査をいたしましたし、そのこと自身がもう既に倫理規程違反であり、倫理規程の前提には、関係業者との間でそういう関係を持つことが、これは二月の報告書にさかのぼりますが、裁量の余地があるということに結びつきかねないということでも処分をしたわけでございます。

○濫原委員 もう一点だけお尋ねしますが、この四国大川農協に対してどんな調査の仕方をしたのか。例えば、現地にこつちの係官が行つて調査をしたのか、あるいは現地から来てもらつて調査をしたのか。その際に、この上甲氏が言っている事実を裏づける書類、帳簿類の提示を求めたのか求めないのか。この辺についてはいかがでございますか。

○渡辺政府参考人 名前の特定ということになります。非公表を前提に協力をお願いしておりますので、ここでは申し上げませんが、先生が今御指摘をされた関係業者ということでお話をさせていただきます。調査委員会といたしましては、本人の申告、本人との個別面談、関係業者等のヒアリングということで、関係業者に当たる方に上京をいただきまして、事実関係を確認し、本人の供述と突き合わせて事実の確認をさせていただいたということでございます。

○濫原委員 農協幹部によるこの課長補佐に対する飲食とか海外旅行の接待、何らかの便宜供与を期待してなされたものかというところは、もう国民が一般的に推測されるところだと思ふます。今回の不祥事で国民が最も知りたいのは、やはり、単に飲食をしたということじゃなくて、何らかの利益供与があつたんじゃないかという点であると思ふます。

上甲元課長補佐がこうした接待の見返りに四国大川農協に対して何らかの便宜供与をしたのかどうか、あるいは本件以外に収賄事件に発展するようないふ事実があつたか否か、調査の結果だけで結構でございますが、明らかにしていただきたいと思ふます。

○渡辺政府参考人 まず、後者の収賄の事実ということに近い話でありますけれども、現金の授受という問題につきましては、私も事情聴取の際にすべてを出してくれという話をいたしました。本人及びこの関係者から行つた事情聴取においては、何の報告もなく、事実関係を把握することができなかったものでございます。現金の授受につきましては、調査委員会としては事実関係を把握することができなかった。

それから職務との関係でありますけれども、この点につきましては、既に二月の報告におきまして、いわゆる「班長行政」という、かき括弧つきでありましたけれども、そういう言われ方で、古手の担当者裁量の働か余地があり得たという結論を調査委員会としてはしております。しかし、それが個別に、具体的に、だれがどこにどのようなことには至つておりません。

○濫原委員 何回も何回も韓国旅行に一緒に行つたり飲食、ゴルフ接待を受けたという。接待を受けた本人は、何のために接待を受けたというふうな説明しているのか。あるいは、接待したという四国大川農協は、何のためにこうやって接待したというふうな説明しているのか。この調査委員会の調査の際、どんなふうな説明したのか。また、それをどう理由で調査委員会は納得されたのか。その辺についてお答えいただきたいと思ふます。

○渡辺政府参考人 少なくとも倫理規程制定以後はやつてはならないことであるということについて、本人にもたしました。本人は、今から思えばそういうことであつた、大変申しわけないことをした、私は処分を受け、さらに身を引かせていただくということになりました。

○濫原委員 四国大川農協の関係者はどういふうに、何のために接待をしていたのか、この辺についてはいかがでございますか。

○渡辺政府参考人 事業に直接関連するようなことを目的としてやつたとは言つておりません。関係者からは、事業をねらつてこの種の会食、旅行をしたものではないといふふう聞いております。

○濫原委員 それを聞いて、はいそうですかというのは、一般の我々から聞いてもいかにもおかしいなと。一般の業者が役人に近づくのは、何らかの利益を期待しているのが普通でありまして、調査委員会としては、その話を聞いて、はいそうですかといふんじやなくて、実際に予算の関係で、上甲氏がいふ間、直接間接に、この四国大川農協に対してどんなふうな予算づけがされているのか、何か便宜供与があつたのか、その辺までやはり確認してみることがあつたのではないのでしょうか。

○渡辺政府参考人 もちろん、彼のポスト、権限と補助金の交付という関係は、事実として調査をしております。こんなことを言つてしまふと、身もふたもないんですけれども、その権限を行使できるようなポストにはいかなかったということでもあります。

ただ、私も、そういったことを、会食をする見返りがどういふことか、疑惑を招きかねないということがあつて倫理規程ができたわけでございますので、倫理規程に反することをやつていたということは、すなわち、世の中から見れば今先生がおつちやつたようなことに思われるわけでございますので、倫理規程違反をもつて処分の対象とするという方針でございます。

また、繰り返して恐縮でありますけれども、相手方関係者からは、そういう意図をもつて会食、ゴルフ、旅行をしたものではないということでございます。

○濫原委員 多分これは平行線になるでしょうからこれ以上はやめなければ、私は、今のお答

えはまことに不満でございます。入り口で倫理規程に違反しているのだから奥に入る必要はない、こういうお考えのようですね。倫理規程に違反しているのじゃないでしょうか。倫理規程に違反することが、さらに奥に何かあるからこそ倫理規程で、入り口で入っちゃいかぬよと言っているのだから、入り口で倫理規程に違反しているのだからその奥は調べる必要はない、そういう考え方というのは、やはり今回の事件を通じて調査委員会が問題点をえぐり出していくのだ、国民の疑惑を積極的に晴らしていくのだ、そういう気遣いに欠けていると思うし、熱意にも欠けていると思います。

やはり、これは農水省みずからが、今いろいろな批判をされているわけなんです、調査委員会をつくった以上は、自分から積極的のそこまで踏み込んで調査していくという、多少制限はありますけれども、踏み込んで国民の前に明らかにしていくという姿勢がなければ、結局入り口で懲戒事由に当たるからそれ以上のことは調べないというのでは、ある意味では事実を隠ぺいしているというふうに言われかねないことになると思います。これは私の感想として言わせていただきましたと思います。

時間がなくなりましたが、最後に、十一年の十二月二十四日の調査報告書によりまして、再発防止のために以下の三点について逐次実施したところであるというふうな報告がなされております。この報告書に基づいて、一番が第三者委員会の設置等による農業構造改善事業に係る業務運営の透明化、二番が農林水産省職員倫理規程の遵守についての職員の注意喚起、三番目が他の専門分野との大幅な人事交流について逐次実施したところであるというふうな報告がなされておられるわけですが、この三点について、どのようにしたのでか、概略的に説明をしていただきたい。そしてまた、今後こういうことがないようにしっかりとやっていただきたいと思っております。

○渡辺政府参考人 本件は、職員の倫理観の問題

であると同時に、農業構造改善事業等の執行についてのシステムの問題でもございます。

したがって、まず、農業構造改善事業につきましては、執行の適正化という観点から第三者委員会を十一年度から設けております。この委員会は、事業の適正かつ効率的な執行を確保するために、大学、消費者団体、監査法人、マスコミなどの学識経験者から事業の執行方針や執行状況について意見を聞き、これを公表するものでございます。具体的には申し上げますと、地区の認定、事業費配分の基準の設定と公表、事業実施地区の計画概要の公表、業務委託を予定する市町村の事前公表、こういったことをするに当たりまして第三者委員会の意見を聞くことといたしまして、担当者の裁量が働かないような仕組みにしたわけでございます。

倫理規程の遵守につきましては、それぞれ担当課長なりから十分にその注意喚起等浸透いたしました。さらに、本年一月には職員倫理啓発対策室を設けてまして、職員を対象とする倫理研修、それから、倫理管理体制を強化して、これまでの職員の倫理の保持について周知徹底を図っているところでございます。

なお、人事交流につきましては、昨年二月の報告書にもございましたように、一定の分野で偏った人事が行われたということが一つの原因とも考えられましたので、昨年の四月には、構造改善事業課あるいは地域振興課の課長補佐を大幅に他の分野の方々と交流をさせました。本年も同様に人事の交流を強化して、こういった面でのよみがえりようにしていきたいと考えております。

○濫原委員 最後は大臣にお尋ねしたいのですが、総括事務次官にお尋ね申し上げたのですが、大臣のお言葉として、今回の上甲元課長補佐の逮捕、農水省本省に対する強制捜査、こういう事態に対して、大臣の率直なお気持ちと今後の決意をお尋ねしたいと思います。

○玉沢国務大臣 このたびの農業構造改善事業に

が捜査を受けるという事態になりましたことは、まことに残念のきわみでございます。国民の皆さんに對しまして、不明をおわびするものでございます。今後こういふ事実がないように、今改革について取り組んでおるわけでございますが、倫理向上も含めて襟を正して前進してまいりたい、このように考えております。

○濫原委員 今大臣のおっしゃったことをぜひ実現していただいて、二度とこういうことのないようにひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○松下委員長代理 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 まず冒頭に、私からも、今回の農水省の不祥事件については厳しい対応をなし、今後二度とこのようなことの起こらないよう、国民への信頼回復のために一層の規律の引き締めを強く要望して、質問に移りたいと思っております。

今回、大豆たね交付金暫定措置法の改正法案が出されたわけでございますが、本来、大豆、菜種は旧来の日本農業におきましてはなくてはならない作物でございました。殊に、東北におきましての畑作は麦と大豆の二毛作が大半を占めておりました。また、肉食禁止令も出されていた日本にとつては、日本の食生活の中で大豆は貴重なたんぱく源でありました。

日本食文化はみそと豆腐を抜いては特色もなくなくなるという、そういう主要作物であったわけですが、最近は何とこれが、平成九年度の統計を見ますと、需要の三割台まで落ち込んでいるわけでございます。平成十一年度には十八万七千トンの生産高になっておりますが、しかし五百万トンも利用している中から見ますと、全く微々たるものでございます。この自給率の比率には、昔は製油用として、油をとる大豆としての需要はそんなに多かったわけですが、日本農業の作物の中では大豆は大変な壊滅状態になっているわけでございます。

それで、今回の新たな大豆政策について、一体

政府はどのような基本的考え方での法案を作成してきているのか、まずこのことから御質問いたしたいと思っております。

○玉沢国務大臣 大豆は、委員がおっしゃられますように、我が国の歴史上から見ても大変重要な農産物でございます。豆腐、納豆の原料として食生活上重要な役割を果たしており、さらに国産大豆は、外観、食味、風味等がすぐれており、一般に輸入大豆に比べ高い評価を得ております。しかしながら、最近におきましては、自給率が低下をしておるわけでございます。

そういう中におきまして、大豆につきまして、食料・農業・農村基本法の成立を踏まえ、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展に資するよう、その基本方向として、昨年九月に新たな大豆政策大綱を取りまとめたところでございます。この大綱におきましては、実需者のニーズを踏まえて品質向上、生産性向上等の努力をすれば、生産者が報われるとともに、実需者もこれを希望して利用する状況をつくり出し、これにより国産大豆の需給の均衡を図りつつ、量の拡大を目指すことを基本理念としております。

このため、取引のあり方の見直し等による生産者、実需者間の安定的取引関係の構築、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるような交付金制度の見直しと、価格低下が経営に及ぼす影響を緩和するための大豆作経営安定対策の創設、品種、栽培技術の開発普及、機械、施設の整備、土地基盤整備等を通じて生産体制の整備等の施策を総合的かつ有機的に推進していくことといたしております。

○菅原委員 この交付金制度の中での改革として、これまでの不足払い方式は、販売価格のいかんにかかわらず生産者手取りが一定額となっており、生産者の生産販売努力が促進されにくい仕組みだったわけですから、今回の改正は、これを努力して生産者がより高い手取りを実現できるように事前に定める全銘柄一律の定額の交付金単価による助成方式に改めようとするものであります。

ら、一応評価はできるわけですが、そこで、高価格で取引される銘柄は交付金単価を漸減させることになっていくのですが、この趣旨は一体どういふことなんでしょうか。

○木下政府参考人 お尋ねの件でございますけれども、国内で生産される大豆につきましては、通常その過半は交付金を受けずして流通して、または自家消費されているという状況にございます。

今回、委員御指摘のとおり、基本的には事前に定めた一定の単価により交付金を交付するというようにしておりますけれども、交付金は販売価格のみで生産費を償うことができない、そういうような状態にかんがみて措置するものであること、また現行の不足払いの制度のもとでも、先ほど申し上げましたように、通常その過半は交付金を受けずして流通しているという実態にあること、さらに品質向上等の努力により高価格を実現し、交付金を受けないで生産拡大できるよう、いわば自立した大豆生産が供給の大宗を担うようになることが望ましく、そのような方向で施策を講ずる必要があること等々から、生産費水準を超える販売価格を有する銘柄につきましては、交付金単価を減額することとしていくところでございます。

○菅原委員 実は高価格で取引される銘柄というのは、表で見ますと、それはもう全体の生産量自体が三割、四割台になっていくのですから、大した比重ではないといいたしましても、しかし個々の、煮豆、総菜の中では、大体三万トンあるのですが、八五割のシェアを占めているわけでございます。

ですから、販売価格の実態から見ても、交付金単価が削減されるものほどの程度であると見込んでいくかお伺いするわけなのですが、この表から見ると、全くわずかな程度にしかなくなっていくのかないのか。交付金対象外の、高品質、高価格大豆づくりに努めても、自立した、そしてまた後継者も育つような農家を育成すべきである。どちらかというとき農業的な対応、これは私がいつも主張しておりますように、自由化に対応できる日

本農家の育成、こういう観点から見ますと、いわゆる自立農家を育成できる、そういう観点では、何か物足りない、物足りないのじゃなくして、今回の高価格で取引される銘柄に対する交付金単価の減額は、このくらいはしなくてもいいのじゃないかというふうにも思っているのです。それで、今言いましたように、このような農家に対する支援策もそれではどうするのか。最初に言いましたように、削減される交付金の単価をどの程度見込んでいるのか、二つをまずお伺いいたします。

○木下政府参考人 お答えいたします。まず第一点の、交付金単価が削減される数量はどの程度かという点でございますけれども、私ども、先ほど申し上げましたように、生産費水準を超える販売価格を有する銘柄につきましても、交付金単価を減額したいというふうに考えているところでございます。その生産費水準として、現行制度の基準価格でございます一万四千十一円を予定していること、また十年産より生産量が増加すると見込まれること等を踏まえまして、一万四千十一円を超えるような販売価格を実現して交付金単価が削減される銘柄はほとんどないというふうに承知をいたしております。

それから第二点目のお尋ねは、交付金対象外の高品質なり高価格大豆づくりにどのような振興策を講ずるのかという御質問でございます。高価格で取引され、また交付金制度によらずして流通する大豆の拡大を図ることは、新たな大豆政策大綱においても極めて重要というふうに位置づけられておりまして、必要な支援を行うこととしていくところでございます。

具体的には、無農薬の栽培大豆あるいは有色大豆等、実需者、消費者の関心が高い大豆の供給を可能とするような栽培技術の確立、また、きめ細かな選別なり低温保管、実需者、消費者が望む流通体制の確立、必要な機械、施設の整備等々につきましても、産地としてまとまって取り組むこととした場合に、JA等に対して支援措置を行いたいというふうに考えているところでございます。

○菅原委員 いずれにしても、みんなこういう高価格の銘柄の農家というのは、それ相応に努力している農家なんですけれども、ひとつ専業、米づくりもできる、そういう体制のもとではやはり対応策も十全にしていっていただくようお願いいたします。

さてそれで、次に移りますが、登録集荷業者及び交付金交付の現状は、大豆の集荷は、生産者は登録集荷業者、農協等なんですね、これは一系統なんですけれども、経済連を通じて生産者団体等へ売り渡しの委託をし、全農は売り渡しの委託を受けた大豆を販売する。そして、交付金の交付は、国は生産者団体、全農等へ交付金を交付する。交付を受けた全農等は、経済連、農協を通じて生産者に交付する。こういうことになっているんですが、今回、登録集荷業者制度を廃止する、この理由、また、廃止すると、今後大豆の集荷や交付金の交付はどのような方法になるのか。規制緩和という立場では、これは賛成もできることなんですけれども、交付金の交付は一体どうなっていくのかについてお伺いいたします。

○木下政府参考人 登録集荷業者の登録義務のお尋ねでございますけれども、制度発足当初は、生産者に対し直接交付金の交付を行う集荷業者につきましても、その適正を期する観点から、都道府県知事の登録を受けるよう義務づけられたところでございます。ただ、制度発足以来四十年近くが経過し、登録集荷業者といたしまして、御指摘のような全農の系列、それから全農連系列の二系列に集約されてきているという状況で、またその数も減少してきているところでございます。

したがって、登録制度をとらなくても業者の把握は可能になってきていること、また規制緩和の観点も踏まえまして、今回の改正によりまして、登録集荷業者制度を廃止することとしたところでございます。

ただ、集荷業者につきましては、都道府県知事の登録を義務づけることはいたしませんけれども、引き続き生産者から大豆を集荷し、また生産

者に交付金を交付するというこれまでの物の流れ、あるいは交付金の流れにつきましては、それ自体変更されるものでないというふうに理解をいたしております。

○菅原委員 ひとつ交付金の対応、その方法については、これまで疎漏のないようにお願い申し上げます。

さて、次に移ります。集荷業者の植栽は、戦前まで、日本農業にとつてはこれもなくはない作物の一つでありましたし、また、日本民族にとつても、民謡の中で歌い続けられてきたばかりではなく、灯油としての利用は、荒地地にも簡単に栽培できるところから、二宮尊徳の逸話にも上るよう、私たちにとつては、集荷業者の灯油というものは本当に、情緒的というよりも生活の一部であったわけでした。しかし、最近では全く生産者がた落ちしまして、昭和三十一年には三十二万トンの生産量があった集荷業者の生産が、平成十一年には七百八十三トンにまで減少しました。こういう需要の減少は一体どのような理由なのか。

それから、集荷業者に対する措置を法律上の助成から予算上の助成に移行することになるわけなんですけれども、集荷業者を見切ってしまったのか。しかし、将来、生産が大幅に増大できるような状況下で、それについては予算措置も考えていくのかどうか、この二点についての見解をお伺いいたしたいと思います。

〔松下委員長代理退席、委員長着席〕

○木下政府参考人 集荷業者の生産量でございますけれども、御指摘のとおり、昭和三十一年には三十二万トンに上っていたわけでございますけれども、平成十一年には七百八十三トンというふうな減少しているわけでございます。このように減少してきた理由をいいたしまして、一つは、担い手の減少なり高齢化という問題は別にいたしまして、水田にあつては、水稲の移植期の早期化によりまして、水稲の移植期が集荷業者の収穫期と重なるというふうになりまして、水田の裏作物としての交付が困難になってきたこと、また、畑にありまして

は、収益性の高い野菜などへの転換が進んだこと等々によるものというふうに理解をいたしております。

また、今後、菜種の措置でございますけれども、私も、菜種が青森あるいは鹿児島等々地域の特産物となってきたという状況にかんがみまして、今回、法律上の制度から外すというふうに御提案をされているわけでございます。今後の予算措置につきましては、その時々におきまして適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○菅原委員 一応、十三年産の菜種から、産地の実態に即した措置をとるということになっているわけなんです。どうか、その際には、農家経営に十分配慮し、ぜひ前向きに検討していただくように要望しておきます。

次に、菜種は、こういうようないわゆる法律上の助成から予算上の助成に移ったんですが、休耕田対策として、麦、豆に対しても今度助成措置がとられることになっているわけですが、菜種を裏作で飼料としてつくった場合、十二年度からの転作奨励金の水準はどれくらいになるのか。この質問は、実は、今米作農家というのは年に三カ月ぐらいいしか働かないんですね。ですから、米作農家に対しては、裏作が十分に青森以南はできるんですから、裏作を導入させて、いわゆる飼料をつくらば水田畜産、あるいは水田裏作としての主穀増産の対応、何かそういう形態を、将来水田も、一、三十ヘクタールの規模の水田農家、稲作農家を育てようとしているんですから、ぜひ菜種は、こういう措置になったとしても、飼料作としての中に組み込んで、これが水田酪農なりに活用できるように考えていただきたい。そのような立場から、この奨励金の水準は一体どれくらいなのか、お伺いするわけであります。

○木下政府参考人 十二年度から、水田農業経営確立対策におきまして、水田を活用した麦、大豆、飼料作物等の本格的な生産に取り組みることとして、いるところでございます。

そこで、仮に菜種を飼料作物として利用するという場合でございます。まず、生産調整実施計画に位置づけ、経営確立助成の団地化等の要件を満たし、また、同一年度におきまして野菜やソバの収穫等を行う場合には、十アール当たり最高七万三千円の交付を受けることが可能というふうに考えているところでございます。

○菅原委員 やはり、大豆の日本農業における復興といいますが、主要作物に、また日本農業の中で大豆づくりを復活させるためには、国際自由市場価格の中でも対応できるような大豆づくりの育成、そういうモデル農家の育成をぜひ政府で考えていただきたい、こう思うわけでございます。

大豆の生産費の統計を見ますと、〇・二ヘクタール、〇・四ヘクタールの作付面積では十アール当たり大体十万円以上みんなかっているんですね。しかし、作付面積が十八ヘクタールにもなると、もうこの半額以下の四万七千円の生産費がかかるわけです。こういうような統計を見ますと、内地では難しいかもしれぬけれども、北海道あたりではこういう専業農家の育成が可能じゃないかと思うんです。

ですから、私は、これは前に大臣にも話したんですが、何か国際市場価格にも対応できる日本農家の育成ということをぜひ心がけていただきたい。

さらに、そのためには、これは今回の法案とは関係ないといいたしましても、やはり自由化に対応できるためには、土地利用型の農業、主穀農業あるいは主畜農業、畜産とか穀類をつくる農業は、どうしても面積が大きく拡大していかないとだめなわけで、機械化がやはり投入されていかないとだめなわけで、そういう要素がこれは絶対的な要素としてあるわけなんです。かんがい排水の施設のしっかりした基盤整備をなし、優良農地を確保する。

そのためには、今基盤整備の農家負担は、国庫補助金、市町村の補助金を加えればたったの〇・五%、五%と軽減されております。しかし、後継

者のない農家では、こういう負担はまだ一反歩当たり十八万、二十万足らずとしても、一ヘクタールでは百八十万、二百万になりますと、百姓をもう継ぎそうになくなった子供に借金を残したくないというところで、予算化しても基盤整備がなかなか説得するのに大変なのが地方の実態ですから、私がしよっちゅう主張しているように、もうそろそろ国家が全面的にお金を出す、そのためには都市計画法に基づくような減歩制度や何かでそこから負担をさせて、国土の大改造、いわゆる国土保全の、いわゆる安全な確保を図っていただきたい。

そういうことを要望して、もう時間が来ましたので、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○松岡委員長 次に、安住淳君。

○安住委員 きょうは、大豆たね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案の審議でございますが、その質問に先立ちまして先週構造改善局の職員がついに逮捕される、なおかつ農水省に捜査が入ったのはどうも二十年ぶりである、まことに遺憾であると思います。

大臣、私はこの問題をずっと取り上げてまいりましたけれども、率直に申し上げまして、今我が国の農家の皆さんの農業収入、大体百万円ちよつとという時代です。本当にこの厳しい環境の中、中で三割減収を事実上強いられて、なかなか展望のない時代です。それで、ウルグアイ・ラウンドの予算がついて、生産性の向上を図るという目的でやってきました。

しかし現実には、今度の事件で明らかになっているのは、農家はやせて、それを所管する農水省やそれに関連する農業土木のグループが太るという、今非常に日本農業は危機的な状況にあるけれども、農家の皆さんがこの一連の不祥事に対して大変な憤りを持っていらっしゃるわけです。

まず初めに伺いますけれども、そういう観点で、今度の事件だけでなく、これは後でまた聞きますが、私はあくまで個人の問題というよりも構造

的な問題だと思つて、役所のつくった紙でなくて、ちゃんと大臣の言葉で、ひとつ今回の事件をどうとらえるのか、お話しただけです。

○玉沢国務大臣 農業構造改善事業の事業において取組容疑で元職員が逮捕されました。農林水産省が家宅捜索されましたことは、まことに遺憾であり、残念に思つておるところであります。また、このことによりまして国民の皆様にも不信を抱かせた、そういう点につきまして、大変申しわけなく思つておる次第でございます。

農業構造改善事業及びウルグアイ・ラウンドにおける公共事業、決してこのような事件を起こすためのものではございませんで、あくまでも生産性を向上せしめて、外国との農業の中において競争力をつけて、国民の皆さんに安定した食料の供給を図っていく、こういう目的を持って進めたものでございます。今後とも、みずからの襟を正すと同時に、日本の農業発展のためにこの事業が生かされるような、そういう形で努力をしていかなければならぬと思つておるところでございます。

また、倫理の問題につきましても、省内で倫理研修や倫理管理体制を強化するなど、このようなことが再び起こらないように万全を期してまいりたいと考えております。

○安住委員 いや、一部の新聞を見て私、ちよつと愕然としたんです。大臣、読売新聞に書いてあるんですが、ごらんになったと思ひますけれども、三月七日付で、構造改善局の職員やOBに調査をした結果というのが出ています。インタビューしたんだとかかわかりませんけれども、三十人にインタビューした。いいですか、大臣、いや、これは通告していませんから、率直な感想を言ってもらわないといけませんけれども、ワイシャツは業者からもらったのが当たり前だった、だれもが飲食費をツケ回していたとか、いやしくも日本の報道機関のインタビューに対して、OBや現職の、これは名前を書いてありませんけれども、半ば偽りが恒常化して、ずっと恒常的に行われていた、つまり、感覚が麻痺したということをおOB

も含めて言っているわけですよ。

こういうことも書いてあるんですよ、三月七日付の新聞。入った当初はそういう感覚はなかったけれども、周りから、接待を受けるのを断ると何となく気まずい気持ちになった、講演に行ったときに、副収入で百万ももらったようなこともありま

した。しかし、大臣の一貫したお答えは、倫理規程に従ってやる調査だから限界があると。大臣、(玉沢国務大臣「聞いている」と呼ぶ)聞いているすね。限界があるという話をずっと言ってきた。しかし、果たして本当に限界があったのか、限界があるようにみえただけで、余り突っ込んだ調査をしなかったのか、国民の皆さんから見たら、どっちかわからないくらい不信感が強いと私は思いますよ。

かと思うわけですが、農業構造改善事業におけるこの事業におきましては、担当課が構造改善課と地域振興課と二つの課でございます。したがって、監督責任を負う者は局長である農業構造改善局長であるわけでございます。

かつ、私は率直に疑問に感じるんですけれども、大川農協の方々と韓国旅行に行った、それに対する調査の結果はどうか。自己申告だから、本当に金は、どちらが接待をされたのか、自費でやったのか。つまり、こういうことに対して、はっきり言うと、裏取りをするような調査をしていないということは、調査をしてないということなんです。大臣、わかりますか。あなた方はあの倫理規程に基づいてやったと言っているけれども、それは調査と言わないんじゃないですか。普通は、もし疑念や疑惑があるんだとしたら、直接、大川農協に行つて、仮に韓国旅行を申告したとすれば、行った直接の当事者に対して、本当に、領収証も何も含めて見せてもらえばいいんですよ。

大臣、前から私は言っているけれども、この問題は根が深いんですよ。個人の倫理観に負うべきような話でない。逮捕されたその職員の個人の倫理観というよりも、これは、局全体としてこういう体質がずっと続いてきた事件であつた、私はそういう認識なんです。まじめに農業をやっている皆さんに対してちゃんと謝罪しないといけないんじゃないですか、国民の皆さんにもそのだけけれども。つまり、あなた方は国の予算を食い物にしてきたという話でしょう。いかがですか。

それで、伺いますけれども、この中の、逮捕された職員ですが、四国大川農協から結果的には現金五十万円の授受を受けていたということのようですね。大臣、調査委員会の中では、この職員に対する調査というのはこのことはわからなかったわけですか。また、この職員はこのことを自己申告しなかったんですか。

大川農協に対して、大臣、そういうところまで本当にやったのであれば、もっと早く実態解明というのには、司直の手による前にできたんじゃないかなというふうには私は思いますが、いかがでございますか。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

私は、平成八年に職員倫理規程ができて、そしてみずからも正していく、こういう方向をとって、その後においても、いろいろな事業が生じたことにかんがみまして調査委員会ができて、調査を行い、厳しくこれを処分したわけでございますけれども、やはり、あつてはならぬことが平然と行われておつたというように、なことに對しましては、国民の皆さんにも大変申しわけない、こう思っております次第でございます。

それで、処分の内容から申し上げますと、減給六カ月とか停職二カ月、こういう処分を行つておるわけでございますけれども、この事業にまつわけことは確証をされなかったということになるわけです。したがって、自己申告もなかった、こういうことになると思っています。

玉沢国務大臣 調査は、私は、厳密という言葉が適当かどうかはわかりませんが、厳しくやつたと思ひます。

安住委員 十分調査したというのには、事実を解明したときに言う言葉。事情は聞いたけれども、実態は解明できませんでと言つた方がいんじゃないですか。訂正してください。

安住委員 しかし、そこまで申しわけないと思つていたら、今度のよう調査委員会のあり方で果たしてよかったのかという反省が出てこないとおかしいと思うんですよ。これまでも予算委員会を含めて何度かこの問題をやってきて、構造改善局長のもとに構造改善局のこういう不祥事を調べる調査委員会を設けるといふのは、果たしてどういふものかというのを私は随分言つてきま

今委員がおっしゃられたわけでございますが、構造改善局長が調査委員長になつておるということおは、そこに甘いところがあるのではないかと、うお話でございます。

玉沢国務大臣 調査は、私は、厳密という言葉が適当かどうかはわかりませんが、厳しくやつたと思ひます。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

玉沢国務大臣 今、大川農協に対して何にもしなかったんじゃないかという委員のお話でございますが、調査委員会は大川農協のそれぞれの方々から十分調査をしておるということでございます。残念ながら、この事業に結びつくものは確証が得られなかった、こういうことでございます。

は二月。そして、中間報告でも不十分じゃないかという指摘を受けまして、私が就任をしましてから、当委員会でも予算委員会でもいろいろと質問を受けまして、しっかりと調査の上、しかるべく処分も行いますということをやつてまいりました。

そして、明らかにした事実をもとに、職務倫理規程に照らしてその上で処分を行つておるわけでございますから、何も処分をやつていないといふのであれば、委員のおっしゃられるように、全く説明がなされていない、ほとんどなされていない、こういうことにはなるかもしれません。しかし、残念ながら逮捕につながるような確証は得られなかったものの、調査は十分行いまして、処分等につきましても行つた、その結果、本人は辞職を申し出た、こういうこともあるわけでござい

ます。
○安住委員 では、例えばの話、もともと私は本心に不信感を持つてゐるのは、最初の調査委員会だつて口頭注意しただけじゃないですか。つまり、皆さんは世の中が騒いだからまたやり出しただけで、みずから一生懸命やり出したようなことをあつかも言つてゐるけれども、違ひますよ、大臣。最初に中川さんがやつた調査報告書だつて一切公表しなかつたじゃないですか。口頭注意で済ませているじゃないですか。あなた方、積極的に、ポジティブにこの話をやつてきたんじゃないですよ、大臣。そのことだけはちゃんと認めてもらわないと困りますね。

○玉沢国務大臣 中川前大臣がこの調査委員会を設けたということは極めてまれな例である。全くない、大臣の訓令によつて調査委員会が設けられるというところは、それが継続をされてまいりまして、決してこの中間報告で終わるということじゃないわけですから、私が就任をいたしましてから、なおかつみずから厳しく、こういうことで調査委員会に申し上げまして、それで調査を行つた結果、処分も行つたわけでありまして、何か委員のおっしゃられることは、全く最初か

らやる気がなくてつくつたんじゃないか、そんなことはございせん。私も、国会で申し上げてきたことに対して、責任ある対応をする委員に申し上げたでしょう。そういう形の中でやつてきたわけでございますから、やはり十八名の処分を出すというところは、そう簡単に出せるものではない、これをぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○安住委員 それが役所の発想なんです、大臣。世間から見たらそんな話じゃない。不祥事がないところに不祥事があると騒いでゐるのじゃないんですから、これは。いづれいふ不祥事があつて、それで、はつきり言えば、あなた方の態度が問題だ。事実究明とか説明ができない、限度があるからまことに申しわけない、そういう話だつたらいいけれども、一生懸命調査をしたんだ、そういう話にはならないでしょう。

再三言つてゐるけれども、調査の仕方が大問題だと言つてゐるんじゃないですか。事実を突き詰めていくんじゃないで、Aは認めてBは認めなかつたからわかりませんでしたというの、世間からいうと調査と言わないのですよ。これは聴取ですよ、ただ事情を聴取。それに基づいて十八人処分したのは大変なことだ、それは霞が関での変なことであつて、世間から見たら違うんですよ、言つてゐるんです。少なくとも大臣、あなたは政治家で、農水省の役所の職員じゃない。あなたは役所の言いなりになつて、そういうことを言つてはいかぬと私は思ひますよ。役所に対してものと厳しいコントロールをしていくのが大臣の仕事じゃないですか。

あなた、そこまでおっしゃるのだったら、では、仮に今度新しい事態が出てきたら、政治責任、とられますか。
○玉沢国務大臣 大事なことは、やはりこの執行体制の中におきましても明確にこれを改革して、こういう事業が起らないようにやつていく、倫理の研修もしっかりとやりまして、高い倫理観を持って行政に臨むということが大事なことであり

まして、そうした方向に私は責任を持つて取り組んでまいりたいと考えております。

今委員は仮定のお話をされましたから、私としては、仮定の話に對しましてはコメントを言うことを慎みたいと思ひます。

○安住委員 いや、仮定でなくて、新たな事実が出てきたら、ちゃんと政治責任はとるのですかと聞いてゐるのですよ。

○玉沢国務大臣 新たな事実が出てきた場合におきましては、調査をしっかりとやりまして、明確なる対応をしていきたいと思ひます。

○安住委員 明確なる対応というのは、大臣の政治的な責任を含めてということですか。

○玉沢国務大臣 明確なる責任の対応を、責任ある対応をしてまいります。

○安住委員 ところで大臣、構造改善事業の公益法人を含めた執行体制の見直しというのは、私は現下の急務だと思ひますよ。これは、私も再三いろいろなところで話してゐるのだけれども、どう考へたつて、言葉は不適切かもしれませんが、特定の業者が仕事をとつてきたという事実だけは否定できないと思ひますよ。また、それをつくる仕組みを公益法人が持つていたということは、私は事実だと思ひますね。

しかし、これは非公共だけかと。私は、構造全体の問題でもあるんだと思ふのです。であれば、仕組みを抜本的に改革するのに三年から五年かけて悠長に議論するといふ話にはならないんじゃないですか。こういうことであつたら、本来に來月から、新年度からでも事業執行体制を見直すといふ話になるのが私は当たり前だと思ふのですが、いかがでございませうか。

○玉沢国務大臣 三年から五年という今委員がおっしゃられたことは、公益法人をどのようにするかという趣旨でございまして、事業の執行体制につきましては、平成十一年度から第三者委員会を設けておるわけでございませう。この委員会は、事業の適正かつ効率的な執行を確保するため、大学、消費者諸団体、監査法人、マスコミなどの学

識経験者から事業の執行方針や執行状況について意見を聞き、これを公表するものであります。

具体的には、地区認定、事業者配分の基準の設定、公表、事業実施地区の計画概要の公表、事務委託を予定する市町村の事前交渉について、まずこの第三者委員会の意見を聞くこととし、担当者の裁量が働かないような仕組みとしてゐるところを今やつておるわけでございませう。

○安住委員 いや、だから、前倒しで、公益法人の見直しはどうなんですか。前倒しでちゃんとやるんですか。

○玉沢国務大臣 公益法人は自主的な話し合いによる組織であるわけでありまして、今後五法人の組織のあり方につきまして、三年から五年を目途とした再編を視野に置いて検討する、こういうことになつておるわけでございまして、直ちに公益法人との連絡協議を、調査委員会を発足させまして、ことしに入つてから既に四回も実施をいたしまして協議を進めてゐるところでございまして、今後、再編の具体案を早急に取り進める、これは、三年とか五年とかというよりも、もっと早くやるという趣旨でやりたいと思ひます。

○安住委員 きよりの質疑の中で、そこだけ唯一前向きな話でありまして、それはとにかく一日も早くやつてください。

それで、大臣、もう時間が三分ぐらいしかないけれども、私はこの間も天下り公益法人の話をしてたでしょう、予算委員会です。これは公務員の退職制度にもかかわるかもしれないけれども、つまり、今回のことを機会に、三つも四つも、鳥じゃないんだから、渡り鳥なんて言われて何億も収入を得るような、こういうやり方を、農業者を見ながらそれを豊かにしようという役所の人間が、渡り鳥みたいなことをやつて一億も二億も三億も稼ぐという、大臣、あなた、そのことを放置していたら史上最低の大臣と言われかねませんよ。また、これをちゃんとやれば、立派な大臣だといふ話になる。我々政治家といふのは、役所をそういう意味で変えることが大事なことであつて、その上に

乗つかるといふ話じゃないんだと私は思うのですよ。

だから、公益法人もやめ、要らなくなったたらど
んどん廃止しちゃえばいいんですよ、だって、そ
れは自由競争を阻害しているんだから。なおかつ、
渡り鳥もやめさせる、補助金をもらって給料をも
らっているというところは、税金をそのまま食って
いるという話だから。

つまり、そういうことをちゃんと正して、機を
正した上でなきや、我が国の農家の方々ににつら
いことや負担を強いるようなことを口が裂けたつて
言えるわけがないんだ。それをあなた方は平然と
やってきたから、犯罪的なことをやったら私は
怒っている。

大臣、これは最後に、政治家として、私と全く
同じ考えならそれで、全く同じ考えですと言え
ばいいです、改善するというのがたまたま改善する
と。ちよつとそこを、政治家として話を聞かせて
ください。

○玉沢国務大臣 確かに、委員のおっしゃれる
とおり、退職してからそれぞれのところを移りま
して、それで年間の収入と退職金を合わせて三億
円、これはかつてあったわけですね。それをやっ
てきたんじゃないかと私に言われても、私はその
ときは大臣じゃございませんから……（安住委員
「今やめればいいんだ」と呼ぶ）いやいや、正確
を期さなきゃいかぬです。あなたはやってきたと
今おっしゃいましたが、私は政治家としてまして、
官僚のトップに立ったのは今回が初めてなんです
から、官の、行政の。

したがって、よくそういう点も見直して、これ
から検討していく、国民の目線から見ると、要する
に、不合理だと思ふようなところは改善すべきで
ある、こう思います。

○安住委員 いいですが、今回は非公共だけれど
も、一番注目されているのは、逆に言うと、公
共の方ですよ。結果的には、自民党の比例代表に
二人も出して、業界の既得権益を守っているわけ
だ。そこに連なるピラミッドの体制というのが、

まさに自由競争や規制の緩和にも全く逆行する社
会として実は現存しているわけですよ、大臣。
私は、そこが問われているわけだから、非公共だ
け直すという話じゃないと思うのですね。

だから、構改全体の今までの事業体系のあり方
というのが問われていると思うのですが、最後に
これの認識を持っていらつしやるかどうかだけ聞
いて、私の質問を終わります。

○玉沢国務大臣 公共事業の執行については、か
ねてから明確にその透明性を明らかにしながら
やってきたわけでございすけれども、今後とも
それはしつかりやっていかなきゃいかぬ、こう思
います。

○安住委員 終わります。

○松岡委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 民主党の鉢呂吉雄でございます。

まず、大豆関係の法案につきまして関連がござ
いますので、一つはWTOの対応について質問を
いたします。

大臣は、所信表明の中で、農業分野については、
農業協定上、第二十条に基づいて本年から交渉が
開始されることになっておりますと、極めて率直
に農業分野の開始について言及をされております
けれども、日本政府は包括交渉ということをや
Oの次期交渉に先立って強く主張してきたわけで
ありまして、その点について、現在の局面で日本
政府として包括交渉についてどういった戦略を
持つていらつしやるのか、大臣のお考えをお聞
いたします。

○玉沢国務大臣 シアトルの閣僚会議が延期され
る、こういう形になりましたから、やはり全体会
議をできるだけ早く行うべきであるというのが我
が国の方向でございます。したがって、EU
あるいはアメリカとも話し合いを今続けておるわ
けでございます。全体的な包括交渉をできるだけ
早く立ち上げるべきである、その方向で努力を
しておるというのが第一点であります。

しかし、前回のウルグアイ・ラウンドの際の協
定によりまして、ビルト・イン・アジェンダ、こ

う言っておるわけでありすけれども、農業と
サービスは一年前から交渉するということが決
まっておるわけですね。農業協定の中にそれが明確
になっておるわけでございまして、そういう観点
から、全体会議は早期立ち上げということ、そ
れとの関連においても大事なことであるわけでござ
いす。農業交渉は、三月の末に一般理事会
の農業委員会、ジュネーブにありますけれども、
その特別会合という形で第一回の会合に入ると
いうことが決まりました。

したがって、そういう中におきましては、
議長を選出する、あるいは会議の手続、透明化、
こういうものをどうするかというような観点から
の議論が幅広く行われていくものと思われるわけ
でございます。我が国もこれに参加しまして、交
渉の中におきまして、我が国の主張ができるだけ
取り入れられるように万全を期して努力していく
ということが大事だと思ひます。

○鉢呂委員 農業分野の交渉は先行的に行われ
る、その具体的な方向も大臣は言われたわけであ
りますけれども、日本のいわゆる包括交渉の戦略
との関係が見えない。アメリカあるいはケアン
ズ・グループの小さなところでの交渉妥結という
形の戦略の方に色濃く移行していくのではない
か、私はその懸念があると思ひます。

ですから、日本政府として、包括交渉というも
のをどういった戦略のもとに組み立てるのか、そ
の關係で農業交渉というものの交渉の進展をどの
ように考えるのか。やはり政府として、農水大臣
として、そこはもつと戦略的なものを明確にする
必要がある、このように私は思ひますけれども、
その点についてのもう少し具体的な、戦略的な形
をお答え願ひたいと思ひます。

○玉沢国務大臣 我が国は、WTO次期交渉につ
きましては、農業等の合意済み課題だけでなく、
新たなラウンドの早期立ち上げに向けての努力や
WTOの意思決定プロセスの改善の検討について
もバランスよく進めていくことがWTOの信頼性
の回復に向けて重要である、こう考えております。

二月の七日、八日に開催されたWTO一般理事
会公式会合におきまして、我が国はこの旨を明
確に主張したところであります。また、三月二
日、三日にはEUと、三月六日には米国とそれぞ
れ高級事務レベル協議を行い、新ラウンドの立ち
上げに向けた意見交換を行ったところであります。

今後とも、外務省、通産省等の関係省庁及び米
国、EU等の主要国とも十分連携を図りつつ、包
括的ラウンドの早期立ち上げに向けて積極的に貢
献をするという考えで臨むということでござい
ます。

○鉢呂委員 大臣、皆さんの書いたものを読まな
くてもよろしいわけですが、もう一つ日本
の包括交渉についての戦略というのが見えずに、
農業分野の交渉がどんどん先行する嫌がある。
そのところについて、大臣として十分注意をし
てやっていただきたい、このように思ひます。御
答弁は要りませんけれども、強く要望させていた
だきます。

それから、いわゆる多面的な機能というものに
ついて、日本の政府としての提案をされておるま
す。ただ、その中身については、日本政府の提案
も、食料安全保障のための国内農業生産の増大、
そのための必要な政策的介入が国際規律にどう位
置づけられるのか、またどの程度許容されるのか、
十分検討されることが必要である、十分配慮して
ほしいという程度のことでは提案は終わっておりま
す。

この中身について、日本政府としてどう具体的
なものにしていくのか、国際交渉にゆだねるよう
な姿勢でしかないわけでありまして、週日の新聞
でも、多面的な機能の具体策について、どういっ
たことがあるのか、そういうことが各国から求
められておるというような新聞報道もありました
けれども、その点について大臣はどのようにお考
えになっておるのか、また、その具体策について、
大臣としてやはり具体的に答えていただきたいと
思ひます。

○玉沢国務大臣 まず、多面的機能の中に包括されるわけですが、農協協定第二十条におきましては、非貿易的関心事項という中に、食料の安全保障、環境の保護、こういうことがあります。このほかにも、多面的機能の中に大きな役割を果たしておりますのは、例えば、国土の保全であるとか食品の安全であるとか、いろいろあると思います。

この多面的機能につきましては、WTOの閣僚交渉の中におきましては、私は、閣僚宣言の中に多面的機能というものを十分配慮するということを入れるべきだということを最後まで主張しました。なぜこれが大方の合意が得られなかったかといえますと、やはりまだ、OECD等におきましても、ことしから概念規定について作業に入るということになっておりまして、FAOにおいて、昨年の十一月の総会におきましても、多面的機能という形で配慮すべきだと主張したのは二十一年国、それは必要ないというように発言したのが十一年国。つまり、国際的なコンセンサスが得られていないというところが、残念ながら、このシアトルの閣僚会議の宣言案の中にいま一歩明確な地位を占められなかったのをごいいます。

したがって、我が国が主張しておる多面的機能の概念規定といえますのは、今申しただけでございますけれども、具体的な概念規定を提案しまして、各国がそれぞれ、農業が果たしておる役割というものは多面的機能というものである、それが、ただ貿易が自由化されるだけで、多面的機能というものがなくなる、あるいは農業というものが維持できない、こういうことであってほしくないというところがポイントであると思うわけでございます。

例えば、食料の安全保障ということ一つとりましても、やはり、二十一世紀を見てもいりますと、将来を考えると、世界的に食料が不足するという事態が想定されるわけです。したがって、それぞれ、それぞれの国々がみずからの国民に安定した食料の供給を図っていくという努力がなければ、これは

は大変大きな禍根を残すことになる、そういうこととでございますから、食料の安全保障といった場合におきましては、各国がみずからの主要食料品についてどのような生産体制を確立するかということと十分関連して行くわけでございますから、食料の安全保障の意味というものは一つ明確になつてくるんではないかな、こう思うわけでございます。

○鉢呂委員 大臣、概念規定の問題じゃなくて、概念規定に伴う具体的な政策の介入、日本政府も言っておるんですけども、その具体的なもののというのが見えてこない。ですから、日本政府も抽象的に言っておりますけれども、国内の生産を増大させる場合は、国内の支持政策と切り離すことができないという立場にきちんとして大臣も立つということですか。

あるいは、アクセスの問題で、例えば穀物セクターというのは、米単品ごとじゃなくて、穀物セクターという複数の品目をどの程度アクセスする。例えば、ミニマムアクセスを小麦も入れた中でやっていくか、そういうものを、大臣としてやはり具体的に世界に対してメッセージを送るべきであるというふうに思うわけでありましかれども、この二つについて、どう考えるか。

○玉沢国務大臣 まず第一に、日本は昨年、食料・農業・農村基本法を制定したわけでありましから、それに基づきまして、自給率を今後どうするか、農業の維持をどうするか、農村の開発をどうするかというような課題を一つ一つ実現していくという努力が大事だと思います。

米のミニマムアクセスをどうするかとか、個々具体的な問題につきましては、まだこれからの交渉、これは来年以降になると考えるわけでございますけれども、食料・農業・農村基本法に基づきまして、世界の国々との主張の中におきまして、米の問題とかミニマムアクセスの問題、そういう点について方向を決めて交渉をして、そして、米は主食でありますから、やはり万全を期して自給は行うことができるような貿易ルールといえます

か、これを確保していくように交渉していくということが大事ではないかと思ひます。

○鉢呂委員 国内の生産の増大のためには、国内の支持政策というものは、自由貿易を歪曲しない形で強化することがあり得るんだ、この点についてはどうですか。

○玉沢国務大臣 既に緑の政策等におきましては、大半が、それぞれ日本の中におきましても政策実行をしておるわけでございますから、委員のおっしゃられるとおりの趣旨を踏まえてやっていくということですか。

○鉢呂委員 それは緑の政策ではなくて、国内の生産を増大させるという観点で、国内の助成、支持政策を強化する、ふやすということも、今はAMSで削減の方向でありますけれども、そういう考えをとるのですかと。長々と前提はいりませんから、時間がありませんので、端的に答えていただきます。

○玉沢国務大臣 米と同時に、麦、大豆、飼料作物等、自給率を向上せしめるための生産奨励等を行ひまして、そして、この法案もそういう趣旨のもとに行われておるわけでございますから、農家の所得もふやし、意欲を持って取り組めるような政策を展開していくということにおいては何ら委員と意見がたがうことはない、こう思ひます。

○鉢呂委員 先ほど言った穀物セクターの大きく、米も主食ですけれども、小麦も五百万トン以上も輸入しているわけですから、一つの穀物という中で、そのセクターの中で、アクセス水準というものを考える、この考えを大臣はきちんとして、世界に対してもあるいは国内に対しても表明する、そういう考えについてはどうですか。

○玉沢国務大臣 やはり各国の農業の特質に十分配慮、理解がなされるということがWTOにおける今後の交渉で一番大事なことでございます。しかし、日本の場合におきましては、例えば小麦は五百万トン輸入するとか、大豆は四百万トン入ってくる、それから飼料作物は千六百万トン入ってきている。これらを全部自給するというような国内的な農地は確保できないんですね。

しかしながら、主要な穀物は日本の国内でどれだけ生産をするかという指標は明確にしまして、その生産体制を確立していくということは大事だと思ひます。

○鉢呂委員 今回の大豆交付金制度あるいは経営安定対策というのは、削減対象の、現状のWTOでは黄色の政策になることは大臣も御承知のとおりでございます。今ほどお話があったように、削減対象の黄色の政策を今後とも日本政府としては実行していくということととらえてよろしいかと思ひますけれども、その確認をしたいと思ひます。

○玉沢国務大臣 今後とも実行していきます。

○鉢呂委員 世界的に見ますと、輸出国を中心にAMSの約束水準というのは、日本も三〇％程度クリアしておりますけれども、もっとそれ以上の、アメリカ等はもう七〇％削減ということで、むしろ削減の度合いは、今二〇％以上は日本自体もクリアしておりますけれども、しかし、実際問題、現実の問題として、現状のWTOの協定内容を考えますと、非常に厳しいものがございまして。それに反して、日本政府としてやっていくんだという強い日本政府としての態度というふうにとらえてよろしいでしょうか。

○玉沢国務大臣 これは今後のこともありますが、例えば、グリックマン農務長官と会いますと、多面的機能という言葉は、いわゆる言葉としてなかなか認めがたいけれども、農業の持つおる多面的な機能の要素というものは我々も認めております。

それで、何を言わんとしているかといえますと、やはり農業は一律的にすべてルールだけでは律せられない、いろいろな要素があつて不安定になる、アメリカも、昨年、八十七億ドルも財政措置を農業にやっておりますじゃないですか。最近においてはグリックマン農務長官の発言も、何か多面的機能という言葉、貿易歪曲的ではないけれども、認めなきゃいかぬようなことまで言っているんです。我々はそういうところも見ていかなきゃいか

ぬじやないかと思うんです。

だから、農業を永続的に維持していく場合におきましては、不安定な要素に対していかに安定的な生産体制をやっていくかということが、やはり今後議論の対象となっていくと思いますので、ここに視点を置いて政策を遂行していくということが大事じゃないかと思ひます。

○録呂委員 委員長、交代しないで。ちよつとそのまま、委員長にも質問がございしますので、五分だけでよろしいです。

大臣、私は、最高責任者が、日本の立場を考へて強気の世界交渉をやつていただきたい。そういう意味では、玉沢大臣に、言葉もそうですし、内実も強気の、日本の農業をしっかりと考えた交渉に立つてほしいし、具体的な提言、提案をしていただきたい。配慮とか、そんなわからないような言葉じゃなくて、皆さんが去年つくつた日本の提案は非常にいいでわかりにくいんですよ、英文もそのとおり書いてあります。書いてありますから、配慮とか、先ほど私が言つたように、必要な政策介入が国際規律にどう位置づけられるか、またどの程度許可されるのか十分検討される必要がある、こんな日本政府の立場なんというものはないんです、前中川大臣も言つております。もつと許可されるものがあるんだということを具体的に日本政府として言わなかつたら、だれがそこで、国際的なところで合意できるんですか。そういう考へで、大臣のこれまでの経験を生かして、日本の政府として日本の利益に立つた強気の交渉をどんとやつていただきたいというふうに思つております。

そこで、食料・農業・農村基本計画を年度内に策定し、国会に提出をする、報告をするという形になつておるわけでありませうけれども、現状の、スケジュールはまあいいとしても、私は、一つ提案があるのは、第十五条の基本計画では、政府は基本計画を定めなければならない、政府にその一元的な責任、もちろん国会にその後報告をするという形になつております。

この食料・農業・農村基本計画というのは、自給率だけでなく、今後十年間の日本の農業、農村、食料のあらゆる基本的な方向を指示するわけでありませうから、この基本政策審議会の答申を得た後、やはり国会でこの問題についての意見を、決定する前に聴取をする。もちろん報告は必要であります。その審議を、これは総理大臣に審議会は答申するようでありませうけれども、大臣の御臨席のもとに、やはり国会できちつとした審議をしておくべきである、私はそう思ひます。

そこで、松岡委員長に、事前に、政府が決定をする前に、衆議院としてきちつとした審議をしておくべきである、このように思ひますけれども、ぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

○松岡委員長 その点につきましては、理事会で協議をいたしたいと思ひます。

○録呂委員 理事会なんという、そういうことでなくて、そういう方向にある、私はそういうふうにしませうというぐらゐの決意があつてもいいんじゃないですか。

○松岡委員長 一党一派に偏しちやいけませんので、これはまさに民主的に理事会で諮らしていただきます。

○録呂委員 そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、今、自給率を設定する段階で、事務当局でも大変な御苦労をされておると思ひます。新聞等では、つい先ごろは、四三、四四という形で自給率の目標を設定するといふような報道が二、三されておるわけでありまして、大臣としてどのように考へるのか。

昨年の新しい基本法論議では、やはり国内の自給率といふことであるから、最低でも五〇%というものが各党各会派の一致した御意見であつたように私は聞いておつたわけでありませうけれども、そういうものを踏まえて、現在、どういふ考へに立つておるのか、お考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、松下委員長代理着席〕
○玉沢國務大臣 自給率をどう設定するか、五

〇%ぐらいが適當ではないかという委員の御意見であるわけでありませうけれども、今審議会にお諮りをして、御意見をいただくという段階でございませうので、私の方としましては、やはり実現可能な方途を十分探りまして、そして積み重ねをしまして、できるだけ実現可能な自給率といふものを高く求めていくということが大事ではないかな、こう思ひます。

具体的なことについて申し上げますと、先ほど申し上げたわけでございますけれども、例えば、米は一千万トン自給できます、しかし、大豆は四百万トン輸入せざるを得ない、小麦は五百万トンだ、トウモロコシは千六百万トンだ。仮にこれらを全部国内で生産するというのであれば農地面積はどのぐらいかといひますと、外国から入ってくるものを全部見て、農地に転換して計算しますと、千二百万町歩という数字があります。日本の農地は五百万町歩でございませうから、農地をどれだけ維持して、その中で反当収量も今後どれだけ上がるかといふこと、それから国民の皆様の消費性向といふものがどういふ方向に向いていくのかとか、食生活において非常にむだが多い、こういうものも相當の数字に上つていくといふようなことを考へながらやつていかなきゃいかぬのではないかと。

仮に、最初に五〇%ありきといふことで、何ら積み上げの具体的な事実を検討しないで、五〇%、五〇%と言つて、全然、旗はとつても陣地はとらないといふふうなことであれば、全くこれは、砂上の樓閣といふのはそのことでありますから、やはり現実の客観的な事実といふものをよく見て自給率といふものを設定しませうと、十年後に何にも実現できなかつた、これの方がはるかに私は不信が募るだけだ、こう考へるわけでございますので、政策決定に当たりましては、できるだけ積み重ねをした上で実現可能な数値をどう設定するかといふことが大事だと思ひます。

○録呂委員 実例として、昨年も私、言つておるんですけれども、例えば昭和六十二年、ほぼ十年前に日本の自給率は五二%ありました。それから毎年一%ずつ下がつて四一%、昨年もつと下がつたようでありませうけれども、この十年間で五〇%ラインを下がつておるのです。農水省のお役人の皆さんは、農基法ができた当時に比べると、日本人の食生活の変化、こういったことが自給率の変化につながつてきたということを盛んに言うのですけれども、十年間のこの変化、これが一番大きな問題だ。

日本古来の野菜等が、鶏卵を除いて、ほぼ大変な急激な勢いで輸入にシフトしている。日本の生産力がなかつたわけではなくて、あるのだけれども、言つてみれば、自由貿易の中で外国の輸入農産物に席巻をされて国内の生産力がもう急速に弱まつた結果、それは相互にいきますから、どつちがどつちだといふことにはなりませんけれども、今日の現状になつておる。

ですから、大豆についても、昭和六十二年は自給率が六%ありました。大臣も御案内のとおり、今三%です。食用だけ見ますと、二九%の自給率があつたのですけれども、今はちよつと二四%、半分になつておる。

もちろん、大豆が全体の自給率を一%上げると大変なことだ、こう言つておる皆さんの論理はわかるのですけれども、しかし、作付してできるものはちゃんと昭和六十二年台に戻すことによつて、それはもちろん農地についても、単に農地の今ある面積だけではないで、それをどのぐらゐの作付できるか、いわゆる二毛作も含めて高度に利用できるか。あるいは、今耕作放棄地になつておるようなものを十分活用する。大臣も御案内のとおり、転作田はほとんどつくり捨てといひますから、大豆も確かに十四万五千トン、日本国内で生産されている、収穫がされていると言ひながら、大臣も御案内のとおり、一戸当たりの面積は六アールなのです。ほとんど自家消費か、あるいは収穫もしないで転作といふ事態、本当の生産をし、流通にほとんど直結をしておらない。

額の金額を投入して、一向に定着をしない、飼料作物、大豆、麦を重点化をすると言いつながら、飼料作物についてもほとんど流通しておらないのではない。もう畜産農家は特化していますから、転作田につくったものはその地域内で循環できるなんて、そんな生易しいものにはなっておりません。

本当にそこを流通させて、消費まで、市場作物を消費というのはおかしいですけれども、利用される、そのところにきちんとした政策の実行をしなければ、また金は投入したけれども、日本のこの自給率、穀物、飼料作物を含めての自給率の向上には一向につながらなかったということになるわけでありまして。

そういうものを含めて、もちろん残飯も大事でありますけれども、私の計算では十年前の五二％は、日本のこの貿易の国境措置等のあり方を転換をすれば回復は可能である。もちろん、十年間で耕地も減ってきておることは事実でありますけれども、そこはもっと大胆な政策を投入し、責任を持った政策と予算を投入すれば、私は可能であると思います。きょうはこの論議ではありませんからこれまでにしますけれども、積み上げ方式ではなくて、過去の十年前から今日に至る一％ずつ段階的に下がってきた内容なり根拠というものを十分精査をして、やはり日本の国民の皆さんの信頼に足る自給率を掲げていただきたい、このように考えます。

そこで、大豆についてはそのような減少をしてきておるわけでありまして。ただし、大豆のこれらの需給にかかわってきますと、大豆の作付動向からいいますと、現在、六割程度は転作田です。今言いましたとおりでございます。これが七万三千という大変大きな金額でいきますと、この転作田の大豆が急激に収穫をされることによって、日本の大豆の需給に大きな変化をもたらす可能性が強い。先ほども言いましたように、それが商流という形で消費者ときちんと結びつくのであればいいのですけれども、これが、単につくっただけに

物ができてから売れることにはなりますけれども、消費と結びつかないということになりますと、大変大きな影響を受ける。特に純粋畑作農家、これは転作奨励金七万三千円というのは大きいですが、これがないわけでありまして、この純粋畑作農家に対する影響は極めて大きい。

私の地元の北海道でも、お聞きをいたしますと、政府のやっている政策と別のことをやればいいという観点で、これは今までの不信感が農水に對してあるのですけれども、大豆をつくらぬ方がいいた。大豆をつくってしまえば、価格が暴落をすれば、八千三百五十円の交付金があつても、もうほとんど輸入物と価格が変わらないような市場流通の価格になった場合に、従来の交付金制度とは違つて大きな打撃を受けてしまう、このように農家の皆さんは判断をされておるわけでありまして。この点について大臣の所見をお伺いしたい。

○玉沢国務大臣 今回大豆大綱等におきましては、やはり国内の消費者あるいは実需者が求める大豆の生産、そういう方向を志向しておるわけでございます。

確かに、大豆の価格が安いところもありますけれども、いろいろ工夫してやっておられるところにおきましては、非常に高価格を維持しているところもあるわけでございます。

だから、今後とも、大豆といふものは、例えば食生活等におきまして、豆腐とか納豆とか、これは外国から遺伝子組み換え大豆が入つてくる、これに対してやはり消費者の皆さんは大変不安を持つておる、国内の生産は非常に安心して食べられる、こういう面もあると思ひますよ。

ですから、消費者の皆さんとか実需者が求めるものはできるだけ供給するというところ、そして、いい大豆をつくれればそれによって収入が多くなるというような政策を遂行していくということが大綱の目的でございますから、私は、その方向を、何も最初から否定的な考えでふさぐ必要はない、こう思ひますよ。

○録呂委員 例へば、平成六年と平成十年の日本

の作付面積を言います。平成六年は六万一千ヘクタール、平成十年はその一・八倍の十万九千ヘクタール。このほとんどが転作田。面積五万ヘクタール、転作田がふえたことによって、このようにふえました。

しかし、残念ながら、平均の販売価格は、六十キロで一萬三千四百七十三円からは半減の七千四百七十七円、この四年間でもなつておる。大臣、よろしいですよ。大臣、そんな中身を見なくても私、そんな細かい質問はしませんから。こういうふうに、実態としては転作田に影響されて、面積が倍になつたり、同時に、そのことによって価格が下がつておるというのが現状です。

このことは、後で質問しますが、今から始める事業ですけれども、経営安定対策の改善を求めたいという意味で、実態を言つておるわけでありまして。このように、まさに大豆については、非常に天候にも左右されます、豊作になりますと急激にふえます。そういう実態にあるわけでありまして。

そこで、そのことは後に続いてもう一回触れま

すけれども、現行法の改正の手法です。大臣も御案内のとおり、これはお役人さんに任せているかも知れませんが、現行法を手直しして今回提出をされました。後ろの方はいいです、言わなくてもいいですよ。この目的は、もう三十年以上前の目的をそのまま第一歩で踏襲して、変更してありません。しかし、その中身は、この現状の法律は、大豆の輸入に関する事情の変化をもつてこの交付金制度を行う、しかもそれは、大豆の生産の確保と農家所得の安定に資すること

を目的としておる。これを今回変えていないのですけれども、今回の新農業基本法第三十条では、もつと積極的な意味合いで、品質等がきちつと市場価格で評価をされて、そのことが大豆の生産も振興するし農家所得も確保する、しかし、それは一定のタイムラグがあるから経営安定対策を講ずる、大臣もうなづいておるように、そういう精神で新基本法の価格政策、所得安定対策というものが

はなつておるわけでありまして。しかし、今回の法の改正は、現行の目的を全く古色蒼然たるものにしながら、首をかき上げることはありません、全く昔のままで、ただ交付金制度というところだけの算定方式だけをいじつたものであるわけでありまして。

これは大臣も御案内のとおり、今回、加工原料乳の問題ですとか糖価安定法、さまざまな各価格政策の法案が出てきていますが、多分全部同じような中身で、しかも、暫定法という形で提案をされるんだらうと思つておるけれども、私は、やはり閣法であつても新しい基本法に基づいた目的なりに変えて、全く新しい装いで、例えば経営安定対策についても、政府がきちつと行うのであれば、これは全く条文には入つておりませんが、これも条文に入ら込んで提案をするのが私は至当だと思ひますけれども、提案している本人がだめだと言ふことはできないでしょうから、いい返事は得られないと思ひますけれども、私はそれが本當のところだと思ひます。

大臣は、きのう提案されました。その提案も今の目的とは全く違ふんですよ。読み上げますか。大臣はただ読み上げたからもう記憶にないかと思ひますけれども、きのうの提案の説明、趣旨あるいは理由。需要動向に即した大豆生産を確保し、市場評価の確に反映される算定方式の措置を講ずることが提出の理由であります、今のお考えはどうですか。

○玉沢国務大臣 改正前の法律も今度提案している法律も、交付金をあてるといふことは、変わらないことだと思ふんですよ。

提案理由の中にも言つておるわけでございますけれども、要するに、今までの制度は、あえて言へば、つくつた大豆の価格を全部平均化しまして、それに対して交付金を払ふ。今回の場合におきましては、銘柄ごとと言つてもいいかと思ひますけれども、銘柄ごとの要請に応じて、こういう大豆が欲しい、こういう大豆であればもっと高く買ひますよとか、いわゆる市場性というものを生産者と

実需者の間につくつていくところとかが特徴だとお考えをいただければいいと思います。(録呂委員「だから、目的、一条は違うんじゃないですか」と呼ぶ)

いやいや、しかしながら、大豆はやはり、今委員が明確におっしゃったように、豊凶があります。凶作もあれば豊作もありますし、不安定な面が多々あるわけです。米の場合と比べますと、なかなか不安定な要素がある。そういう点におきましては、経営安定対策等を講ずるとか、あるいは一俵当たり八千三百五十円でありまして百五十円それ価格が低落した場合におきましては百五十円それプラスするとか、いろいろ工夫しておるわけですが、そういうところも見ていただかないと、ただ第一条がほとんど同じじゃないかということだけを見ておられると、ちよつと我々としてもまだ不十分ではないかなと思うのでございます。

○録呂委員 大臣、そういうことを聞いておるんじゃないやなくて、目的が大臣の言っている今後の価格政策とは乖離していることを言っているわけでありまして。私は何も重箱の隅をつつこうとは思いませんから、そういうことであればそういうことで認めていただいて、これからの法案の提出に当たっては、やはり新基本法は古い法案とは大分違うわけですね。中身を見たら全く古色蒼然たる目的等を書いてあつて、そして、こういうものを出してくるというのは私はいかぬと思ひますから、そこは大臣はきちんとして指示をしていただきたい。今出されておるものはしょうがないかも知れませんが、きちんとした考えをしていただきたいと思ひます。よろしいですね。

そこで、大豆の交付金の算定方式でありますけれども、新しいこの方式で、移行初年度、ことしの十二年産の助成率というものは既に昨年の十一年の十月に決められて、八千三百五十円、大臣もおっしゃいました。

この算定基礎は、文言では「今後の大豆作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から、その生産費と実現される平均的

な販売価格との差額」というふうになっておりますけれども、八千三百五十円の根拠は全くなし。事務当局に聞いても、しどろもどろするだけでありまして。三年の平均でも、六千七百四十二円しかその差額はなりません。十年度についてだけ見ても、八千三百三十六円ということでありまして。その後に、透明性の確保されたルールに基づいて算定することが国民全体の信頼を得ると言つておるにしましては、大変透明性を欠く初年度の価格ではないかというふうに私は思ひますから、その点は大変大きな問題である、このように私は思ひますけれども、今さら直すことはできないでしょうから。

しかし、大事なことは、八千三百五十円で果たして大丈夫か。従来は、これに販売価格が、実際の販売価格、七千円や八千円で売れましたから、いわゆる交付金の従来の一万四千円は確保されておつたんですね、ここ数年は。しかし、急激に転作田があつてきた。ことしはさらにふえそうだといいことで、大臣も御案内のとおり、少し過剰になりまして、市場の価格というのは急激に下がります。これは輸入価格の二、三千円まで張りつく可能性も十分想定されます。

そこで、経営安定対策を講じておると言つておるんですけども、これも市場価格連動でありまして。過去三年間の市場価格の実勢価格をもつて、これを三分の一で割り出して補てん基準価格を設定するわけでありまして。ことしはいかにもわかりません。しかし、来年以降、この補てん基準価格というものが実勢価格に影響されますから、価格変動の極めて大きい大豆の価格がこの補てん価格に影響する場合は極めて強い。その証拠に、この交付金のところに、価格の低落があつたときに百五十円をつけますというわけのわからないものをここに付けておるのでありまして、これも問題がありまして、こういう小さいことは聞きません。

問題は、この経営安定対策というものが市場価格に極めて影響される。これでは農家の皆さんの所得の確保、安定的なものにつながらないと言わ

ざるを得ません。これはもう大臣御案内のとおり、米で実証済みではありませんか。米は、おかしなことで、去年の実勢価格にプラス補てん金額を入れて、それが去年の価格のように入れ込んで補てん基準価格を新たに設定したのであります。こういった透明性を欠くような方式をとるべきでない。私は、価格の変動が予想されるだけに、この経営安定対策は三年なり五年なり固定的なものとして見ていくのが本当に必要だというふうに思ひますけれども、大臣の本当のところの考えをお聞かせください。

○玉沢国務大臣 まず、安定的に推移していくということが一番大事なことでございまして、三年ないし五年間定着せしめるといふ委員の御意見もわかりまして、しかしながら、やはりある程度市場実勢を大事にして、それに基づいてこの制度を、仕組みをとつておるわけでございまして、だから、ブルー制度でスタートをさせていただけだと思ひますが、三年から五年を固定化するという考えにはまだ立たないということですね。

○録呂委員 大臣も少し言葉がやわらかくなりまして、私の言つておることもわかつてくれているんだらうと思ひます。まず出発させてくれということでありましてけれども、往々にして、一つできたものは大臣の政治判断がなければ変わつていかなければいけません。ですから、米でも実証済みなわけでありまして、ああいう継ぎ足しで物事を覚えていくというものは、まさに皆さんが言つておる通りに、透明性の確保されたルールに基づいて算定する、言葉はいいのでありますけれども、それはならない形が米でありましたから、やはりそこは政治家がきちんとしてルールをつくるということが大事なんです。何も選挙があるから、金をふやしてやつたらいいだらう、そんなことでは大臣がかわつたら通用しなくなるわけでありまして、きちんとしてルールを、世の批判にもたえなきやなりませんけれども、大豆の施策の転換した方向に合致した安定した経営を当面は得るような制度というものを

をぜひつくつていただきたい。市場に連動したような経営安定対策では、私はうまくいかない、これは断言できるわけでありまして。

特に、転作において三作物を重点化しているわけですから、一番つくりやすいといつたら大豆であります。その大豆が急激に生産をふやした場合の消費価格といひますか、販売価格に与える影響はすぐわかるわけでありまして、そういう点で、政策に対する大臣の判断の判断をお願いしたいというふうに考えます。

そこで、農政改革大綱でも、いわゆる個別の作物の経営安定対策、これで走るけれども、経営全体の経営安定対策といふものについて、特にあの農政改革大綱の備考欄で、畑作専業経営について、これをまず最初に検討していくというふうに文言が明記をされておるのですけれども、この関係の作業はどの程度進んでおるか。大豆ですとか米という一つ一つのことはなくて、畑作物について、これを農政改革大綱で、この制度について検討していきまして、畑作専業経営と、そこまで明記をしていくだけに、その具体化の段階を示していただきたいと思います。

○玉沢国務大臣 今後、畑作経営は極めて重要な役割を果たしていくと考えますので、今そのあり方等につきまして当然検討をしておる、こういうふうに承知しております。

○録呂委員 ちよつと今大臣はそこをつかまえていない形だと思ひますけれども、おとしの十二月に出された農政改革大綱、この中でそのように明確に表現をしております。今、私もちよつと見つけられなかったのですけれども、「当面、輪作体系による大規模畑作経営を想定した検討」、全体の経営安定対策といふものを行つていくというふうなこの改革大綱で述べておるだけに、その作業をきちんとして進めていただきたい、このことを要望させていただきます。

なお、今回基本問題審議会といひますか、審議会に、いわゆる目指すべき経営のあり方について農水省から提出をされておるわけでありまして。大

臣に、畑作農家の現況をちよつとお伝えをさせていただきます。

これは農水省の農業経営統計調査によりまして、昭和六十一年から六十二年の平均と、それから平成七年から十年の平均、ですから、十年間でこういった推移をしたのか、二十ヘクタールという畑作純粋農業家に焦点を当てて、大臣、これはちよつと聞いておいてください。

この比較をしますと、農業租収益、これは農業の売り上げですね、これが十年前は二千五百二十一万七千円、二千五百万、最近、七年から十年で二千九十四万四千円ですから、二千百万、一七%ほど租収益が減少しています。これは端的に言つて、畑作価格の単価の減少であることは明白です。それから、農業経費は一千五百六十万に對して一千四百四十万、これは七%ほどの減ですから、大した減少はできなかったわけでありまして、二十ヘクタールという限定をしておりますから。

農業所得は九百五十万から現状は六百五十万、何と三三%、三一・九%ほど減少しております。所得率は三八%から三一%ということで、畑作農業経営も、ほかの分野も押しなべて同じなんですけれども、いわゆる農業所得率も減少しているし、農業所得額、絶対額も三割も減少しているということで、専業農家ほど、この間の農産物の輸入自由化あるいは価格政策の低下、今回は市場価格に連動しますけれども、影響が大きいのであります。これは大臣も御案内だと思ひますけれども、再度確認をしていただければというふうに思っておりますわけでありまして。

そういう中で、先般の審議会でも、畑作農家、これは北海道に焦点を当ててはいますけれども、農業所得一千万、一千万でしたけれども、一千万の農業所得を目指して、これを今私、二十ヘクタールと言ひましたが、四十ヘクタールに、十年後でありまして、目標としては増加をさせていきたいという経営類型が示されたわけでありまして、現実にはなかなか難しい面がある。特に、市場価格に連動するというになりますと、純

粋畑作農家は転作田に大きな影響を受けるということもあつて、大変な状況であると私は思っております。

したがつて、こういう点も考へて、市場価格の影響を本当に緩和して経営を安定的な方向に持つていくには、価格補てん制度だけでは問題があるのではないかと。WTOで、黄色の政策が本当に日本政府が言うように認められればいいのですけれども、ヨーロッパ等の流れを見ても、やはりむしろ緑の政策というものについて、もつと日本の政府はその方向に政策を変えていく必要があるのではないかと。

今、中山間地域政策で直接支払いを入れました。私は、過渡的であつても、恒久的とは言ひませんが、いわゆる直接所得補償のようなものを畑作農業経営なり専業的な経営に入れておく必要があるのではないかと。今、自給率を下げていく一番の大きなものは、担い手あるいは借金両面にわたつて専業的な経営は大変なもので、この状況に耐え得るか耐えられないか、今の価格政策、経営安定対策では耐えられないと思ひざるを得ません。そういう意味で、日本政府としては黄色の政策を認めさせていこうという考えはいいのですけれども、やはり緑の政策、価格政策だけでは問題があるよというところにシフトする必要があるのではないかと、いふふうに思ひますけれども、大臣の率直な考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○玉沢国務大臣 委員のおっしゃられること、畑作専業農家の今後の方策等いろいろと教えられるところがありました。

農業は、いろいろな変化の中に安定や不安定を繰り返していくというのが実情ではないかと思ひますが、要するに、生産農家の所得を国が埋めていく、こういう政策等もやっておるわけでございます。そうしたことを見ながら、国際的な貿易ルール等におきまして日本の主張が反映されるように努力をし、そして国内の政策等におきまして、できるだけ農業経営が安定的に推移することがで

きますように、政策を展開していくということが大事ではないか、このように思ひます。

○鉢呂委員 残り五分でありますけれども、私も余り質問したくない問題ですけれども、構造改善局の問題について大臣に確認だけしておきたい。

私は、先般、群馬県の新治村に行つてまいりました。村長等とお話をしましたけれども、九六年の十月に、県営中山間地域総合整備事業、これは十一億程度の事業なんですけれども、この落成式、新聞等で言われておる燦々橋の完成落成式に、当時の構造改善局の建設部長が出席をしております。これは農水省の出張命令で行つたのか、まずそこをお聞きいたします。

○玉沢国務大臣 竣工式には公務出張により出席し、当日帰京しておるというふうに聞いております。

○鉢呂委員 村の村長、幹部は、この際、新幹線の費用や宿泊費を持った、負担をしたというふうな明確に言つております。この扱いはどうだったのか。それから同時に、この種の十一億程度の事業費に、建設部長というのは最高幹部です、最高幹部が出席をする、出張命令を出すということが妥当なのかどうか、その見解をお聞きいたしたいと思ひます。

○玉沢国務大臣 当日帰つてきておるわけでございますから、宿泊費とかそういうことで便宜を図つてもらつてゐると思ひます。これは、私的な旅行、失礼しました。当日帰つてきてゐるわけですから、宿泊費はないと思ひます。以上です。

○鉢呂委員 それともう一つ、この手の事業の落成式に建設部長が出張命令で行くのですか。

○玉沢国務大臣 国の職員に對して、農業農村整備事業の完工記念式典等への出席要求があつた場合には、業務日程等との調整により、出欠や出席者等を決定してゐるところでございます。

○鉢呂委員 私も十年国会議員をやっておりますからわかるのでありますけれども、この種の落成式は、私は、農水省の建設部長に求めがあつたか

ら命令を出すというふうなものではないのか、この辺もきちつと姿勢を正すなり、行うべきではないかというふうに思ひます。

答弁は後で聞きますけれども、この際、この落成式に、九六年の十月でありますけれども、落成式の費用として九百七十五万円を村が支出をするという形で、そのうち橋の建設にかかわつた業者に三百八十万円、これはあうんの呼吸だというふうな言い方をしておりますけれども、村が業者に求めて三百八十万円を業者持ちにさせた。全体で一千万近く、一千万かかつておる落成式、私は、こういう落成式を行うような余裕はない、もしくは業者がこういうことで落成式の負担をしてるのであれば、その分の国の補助金は返還をしてもらうべきである。このほかにもさまざまな問題がございました。

補助事業でやつた農地について、それを農地転用しないで別の農業関係の予算で会館を建てるとか、いろいろな問題が起きておるわけでありまして、けれども、大臣、やはりこういう落成式というのが普通のように行われ、しかも、業者からその負担を多額に徴収しておる、こういう落成式についてどう思われますか。

○玉沢国務大臣 この場合におきましては、村の費用と招待者からのお祝いというふうなことでなされておるようでございますが、竣工式等におきましては招待者からのお祝い金、ここはいろいろあると思ひますけれども、できれば村が主体的にみずからの村費でやるというのが趣旨だと思ひます。

○鉢呂委員 時間の終了通告が来ましたので、最後に一問だけ。

当時の森田建設部長が就任直後の一月以内の落成式でありました。村の元幹部職員から、当時業者を含めて昇進祝い金というものを集めて、森田次長に送つたというふうなことが言われておりまして、村長はこれを否定しておりました。また、業者でありますから、私も関知していませんと、事

基本にかかわる問題でありますし、国民の政治に

れたように、自給率が極めて低下しているという

○玉沢 国務大臣 自給率の低下は、昭和三十年代

また、これに伴いまして、自給率でございます

けれども、昭和三十年代後半、二〇%前後、あるいは食品用で限りますと五〇%前後で推移しておりますけれども、最近、平成十年をとりますと、全体で三%、食品用に限りますと一五%というふうな数字になっておるところでございます。

○藤田(二)委員 ちよつとそれなんです、私の言つた数字というのは確認ですからね。その事実は違ひありませんね。違ひなかつたら違ひない、違ひたら違ひつてゐる、それでいいんです。

○木下政府参考人 間違つておりません。

○藤田(二)委員 大臣、輸入自由化政策、そして農業基本法に基づく選択的拡大政策が、かくも無残な自給率の低下を招いたという事を肝に銘ずるべきじゃないかというふうに私は考えます。もちろん、輸入自由化による国内生産への打撃は与えないようにという趣旨で設けた大豆なたね交付金暫定措置法のもとにあつても、それでかばい切れないほどのドラスタックな激減をさせた。

今、私たちが自給率を引き上げてよと言うと、この場合でも、いつでも、一%引き上げるのにどれほどの努力が要すると思うんだと、皆さんは大変私たちに對して逆にしかりつけるようなおっしゃり方をなさるけれども、しかし、私は、こんなにもドラスタックに引き下げたということについては、本当にどういうふうに考えられるか、大臣に一言だけでも一度聞きたいと思ひます。

〔松下委員長代理退席、委員長着席〕

○玉沢国務大臣 当時の政策判断として自由化した、その結果、国内の輸入大豆の率が上昇した、事実としてこれは認めなさいかねと思ひます。

しかしながら、今日と違つておつたのは、やはり大豆に対する消費者の考え方も、今のようになつて、例へば国内の大豆を食べたいとか、遺伝子組み換え農産物でないものを食べたいとか、こういうような位置づけが明確でなかつたということもあつたのではないかと、こう思ひます。これが当時の情勢と違つたところではなかつたかと思ひます。

○藤田(二)委員 私は、とんでもないことをおつ

しやると。これはまた質問の中で言つていきますが、そこで、私は、この措置法、本法律に基づいて、政府が定めた基準価格と国内の生産量との関係を見ていきたいと思ひます。

一つは、私が皆さんからいただいた大豆の生産量の推移、それからもう一つは、大豆の交付金の交付実績というのを持っておりますが、これをもとにしてずつと見ていきますと、もうたくさん言ひませんが、基準価格の方は、一九七四年、昭和四十九年、これは前年七三年の六千七百五十円に對して一氣に八千八百五十円にふやしてあります。

これは、七三年というのはアメリカの大豆輸出禁止が行われて、価格が一逼にはね上がった。私はそのころ台所におりましたから、本當に大変でした。豆腐を買いに行くと上がつて、たしか四十円か五十円あれば買えた豆腐が一氣にどんどん上がつていき、大豆ショックが日本じゅうを駆けめぐつて大騒ぎになつた時期であります。

私は、政府がこれを見て慌ててこの年基準価格の引き上げを行つたのは、何よりも大豆の増産を図らなければならぬ、そういう政策的目的があつたということだと思ひますが、いかがですか。

○玉沢国務大臣 これは、大変貴重な経験をさせてもらつたんだと思ひます。つまり、アメリカは大豆を戦略物資として使ひまして、冷戦時代に、多分あれはソ連の方に優先的に回すということとで我が國に對して輸出規制を行つた、こういうことだと思ひます。

友好國であるアメリカが約束を破りまして、あのやうな勝手な行動をとつたということは許せない。食料の安全保障という観点とやはり輸入國の権利というものをここから私も主張しておるわけでございます。今後、こういうやうなことがないためにも国内の自給率を上げる、それからまた、貿易のルール等におきまして、輸入國側の権利というものを明確に主張する、輸出國側の横暴を許さない、こういうことが大事だ、こう思ひます。

○藤田(二)委員 大変勇ましい御答弁をいただいたんですが、當時も、三木内閣のときでしたか、政策として自給率の向上だ、国内農業の見直しだということ、守りから攻めへの農政というやうな言葉が出されて、もちろん消費者もさうだということになつたわけでありまして。

そして、その後、年々基準価格も引き上げていきました。ピーク時、一番高くなつたのは八一年、昭和五十六年ですね。これは一万七千二百四十円、この時期、国内生産も実に十六年ぶりで二十万トン台にばんと上がつたんです。これは正直なものであります。自給率ももちろん、三%の数字が五%、六%と記録をしていきました。

ところが、一九八七年です。當時、玉沢大臣はここで松岡委員長席にいらつしやいました。このとき交付金暫定措置法が改正されたわけです。私たちは、この改正案は、大豆研究会の報告で述べられてゐるやうに、過度な財政負担への依存から脱却を図るとの観点に立つて行われるものであつて、この制度適用に制限を加えるとか、基準価格を引き下げるためのこの改正は絶対にやっちゃならないということを言つたわけでありまして、その後、基準価格ははずつと引き下げられていきました。そして今、八五年當時の二〇%安になつています。

政府は、八七年の水田農業確立対策で転作大豆を加へ、そのことによつて大豆生産量は減らないんだと御説明されたわけですが、残念ながら、大豆生産量は二十万トン台から十萬トン台に再び落ちていつたわけでありまして。

こうしてみると、基準価格の引き上げが、つまり政府の支えが生産量をふやし、その引き下げが生産量を落としていく、このことは事実として示されてゐるというふうに考えますが、いかがですか。

○玉沢国務大臣 昭和六十二年の大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正は、銘柄ごとに基準価格を設定することや、基準価格の算定を生産費動向方式に改めるなど、大豆の品質の改善や生産性向

上を図ることを目的としたものであります。これにより、良品大豆の生産振興や一五%程度の生産費の削減が図られるなど、一定の成果が得られたものと考えております。

その後の大豆の作付面積を見ますと、昭和六十二年産以降、平成六年産まで減少し、七年産以降は増加に転じております。これは、大豆の作付面積に占める転作大豆の割合は七割と高く、また、その定着も十分図られていないため、米の需給調整による生産調整規模の変動の影響を強く受けてきた結果によるものと考えております。

○藤田(二)委員 その後の生産量は、基準価格が低下した、落ちていつたことによるものではなく、米の不作で復田などで大豆の団地が瓦解するといふやうなことで落ちたのであつて、今はもうまた回復してきてゐるやうな御説明だと思ひますが、それはちよつとやはり素直じゃないと、率直に言ひたい。そういう考え方は、本當に、言つてみれば、これから増産をしていこうというこの取り組みにつながつていかないといふふうに思ふわけなんです。やはり事実は事実としてお認めになるということが大事なことでないですか。

それで、私はこのとき、質問で政府の長期見通しということをお聞きしました。長期見通しといつたつて、このときは八七年の九〇年、三年先に当たる数字なんです、生産量は四十二萬トンと見通されてゐるということであつたわけですが、このときの生産量というのは、八七年のときは二十八萬七千トンですから、四十二萬トンにたどり着こうと思つたら、とても遠い距離があつたわけなんです。しかも、基準価格も交付金予算も削られていつて、生産目標達成どころか、逆に生産量は減つてしまつたわけでありまして。これはやはり率直に政治家として見ていただきたいんです。いかがですか。簡単に結構です。そこはしっかりと見なければいけないと思ひます。

○玉沢国務大臣 私はいつも率直なんですけれども、委員のおっしゃられるやうな要素も加味されておつたものと思ひます。

○藤田(ス)委員 それで、私はこの際、聞いておきたいんです。けさのニュースでも伝えられておりましたし、きょうの農業新聞の報道にもよりまして、とにかく生産努力目標を示したということ、テレビやラジオでは、とにかく一・六倍に大豆は引き上げていこうと考えている、そういう目標を示されたということですが、これは間違っていますか。

○木下政府参考人 私ども、現在、新しい食料・農業・農村基本法に基づきます基本計画の中で、平成二十二年度の生産努力目標について御議論をいただいている段階でございます。私ども、そういう段階でございますので、そういうような具体的な数字を示したということはございません。

○藤田(ス)委員 ニュースで言っていたんです。先ほど大臣も最初に、最重要作物として位置づけて生産増大を図るべきじゃないかという意見に対しては共鳴されているわけでありまして、これは少なくともそういうことでふやしていくという、そういう意思をお持ちだということは違いないということ、私はここでもう一度確認しておきたいと思ひます、大臣。

○玉沢国務大臣 日本共産党さんがこの法案に賛成するか反対するかはちよつとわかりませんけれども、いずれにしても、大豆の生産をふやすという目的でこの法案を出しておるわけでございますから、そういう観点におきましては、委員と全くその点については意見が一致しておる。願わくば、法案に対しても賛成していただければ大変ありがたいと思ひます。

○藤田(ス)委員 ふやすという点では一致している、これは大変心丈夫なことでありまして、現実にはなまな話じゃない。そのことは政府、農水省の調査でも、生産量は、このままの趨勢が継続していけば、平成十年の十六万トン、平成二十二年に十五万トンということ、既にもう出されておりますね。これは現在の趨勢がそのまま継続すればの話ですから、目的を持って高めていけばということじゃありませんからあれですが。

だから、相当の構えで、先ほども言ったように、基準価格も交付金予算も減つて、生産目標が達成するところか、逆に減つた、こういう教訓の上に立つならば、そして、大臣がおっしゃるように、ふやさなければいけないことのお立場に立つならば、現行の交付金制度をより充実させて、そのために消費者、生産者の問題はちよつとわきに置いて、政府の方は責任を持って大豆のその下支え機能を強化していく、そういう立場に立つべきじゃないですか。

○玉沢国務大臣 今回の交付金制度の見直しによりまして、高い市場評価を得た大豆の生産者がより高い手取りを得られるように、実需者ニーズに応じた生産の誘導を図ることが大事であると思ひます。

○藤田(ス)委員 私の聞いているのはそうじゃないんです。国が本当に腹を据えて、国民の大事な大豆、千年の歴史を持つて、嘗々と私たちとき合ひ、私たちの命を守つてきたたんばく源としての大豆を本当にふやしていくというのなら、国が責任を持つてそういう政策に真剣に取り組むべきじゃないか、私はあえて下支えの機能を強化すべきという言葉を使いますけれども、その点についての大臣のお考えを聞いています。

○玉沢国務大臣 国としてこの法律案を提案しまして、御承認をいただくようにお願いをいたしておるわけでありまして、大豆の生産拡大に對しまして、国としても十分決意を持つて、責任を持つて大豆の生産の拡大に向けて取り組んでいく、こういう思ひでございます。

○藤田(ス)委員 ところが、出された法律案は、不足払いを廃止して定額助成方式に改める、そういうことであります。その理由を先ほど大臣は少しばかりお述べになりましたけれども、私は、大豆政策大綱を讀んでも、何で今不足払い制度がだめなのか、やれ集荷の量が足りないんだとかいい品種が少ないんだとか、だから、その市場評価を手取りに的確に反映させていけばそういうことが解決するんだ、このところのつながりが

さっぱりわからないんです。もう一度きちつと説明をしてください。

○木下政府参考人 今回、不足払い方式から一定額を助成する方式に移行するというところで御提案をされているわけでございます。

これまでの不足払い方式につきまして、私どもは、一つは、販売価格のいかにかわらず生産者手取りがあらかじめ決定されているということ、生産者販売努力が促進されにくいというような状況になったというふうに考えております。また、その手取りにつきましても、平準化されるということでございますので、個々の生産者に自分のつくった大豆が幾らで売れているかという意味での市場評価が伝わりにくいという側面があったというふうに考えているところでございます。

○藤田(ス)委員 そういうことで、よっしゃ、わかつた、こつと言えたら便利いいんですが、要するに、大臣、この交付金制度に乗せれば、市場評価を生産者の手取りに反映させていけば需要に応じた良質大豆生産を拡大することになる、実需者のニーズを踏まえて品質向上等の努力をすれば報われる、市場評価が生産者の手取りに的確に反映される制度に改めたんだ、こういうことなんでしょう。

しかし、現在でも、私は基本的には、タカノフーズの大豆研究会の専門委員を務めていらつしやいます方が御発言されている雑誌を見ましたけれども、この人も、日本の大豆、国産大豆というのはとてもいいんだ、どれがいい、どれが悪い、そういうことじゃなしにとても心丈夫に思つたんです。

しかし、その中でも、あえて言えば、丹波の黒豆みたいなとても特化された極上の大豆というのは、もう交付金制度に乗せないで契約栽培で取引をしている、そういう大豆でありますから、不足払い制度をやめれば良質大豆の生産を拡大するというのは理由にならない。それに、市場の評価が高いものをつくれれば必ず手取りに反映する、こつとおっしゃるわけですが、ごく一部の大豆のはかは

そんな保障がありますかね。再生産できる価格、それが維持できると保障されますか。こは大事です。

○玉沢国務大臣 やはり今委員がおっしゃられるように、銘柄によりましては、非常に高く評価されまして流通しているものもあるわけでございます。今までの場合ですと、良質の大豆をつくつても良質でない大豆をつくつても、価格が平準化されてまして、その中で努力が評価されないという面があつたかと思ひます。ですから、やはり銘柄ごとに、この銘柄をある一定のロットで実需者にお渡しすることができるといふようなことのめどが立つていきますならば、かなり私は価格の高いものもそれぞれ出てくると思ひわけでございます。

問題は、どういふような銘柄をどういふふうにつくるかということが大事になってくるわけでございます。そういう意味におきまして、この制度に加えて、産地における品質あるいはロットの確保等に資する機械、施設の整備も大事でありますし、それから排水対策等土地基盤の整備等もやつていかなければならない。災害等に遭つた場合におきましても、共済の加入の促進等もやつていかなきゃいかぬ。

したがいまして、新しい制度と同時に、現在のいろいろな総合的な措置を講ずることによりまして、国産大豆の安定的な生産拡大を図つていくということが可能になってくる、このように考えております。

○藤田(ス)委員 それは全然違うというふうに私は思ひます。いい大豆をつくつても価格が的確に評価されない、もともと平準化されてしまつていふと言われるわけですが、前の改正のときに、既にその後、四等大豆が対象からもう外されてしまひまして、一、二、三と極めて制限されてしまひましたので、相当質の悪い大豆というのですか、そういうものはもう対象にされていないわけでありまして、そのお考えには納得できないわけがあります。

それに、もう一つこの問題で言わせていただいた、土地基盤の整備だとか機械化の整備、そういうことに私はとにかく言うつもりはありませんけれども、それも大事でしょう、しかし、例えば品種の改良ということになったら、これは国が責任を負うべき、多分そういうことになるじゃないですか。そして、国の段階で私はどういう取り組みになっているのかと。

例えば、大豆関係の研究員の数を見てみても、七〇年が十五人、七五年が十八人、八〇年から八八年、そして九三年は十二人というふうにとつとつと落ちていきまして、やつと九七年、九八年、九九年に十八人にまた復活をしていきましたけれども、こういうことでは、本当にもつと国がこういう面で消費者のニーズにこたえた品種改良を進めるためにどうするか、どう指導するか、そここのところこそ私は国に求められているし、本筋じゃないかというふうに考えますが、この点はどうなんですか。

○玉沢国務大臣 最も大事なことでと思います。技術の開発、新しい品種の開発、これは私の所信表明でも強調しているところでございます。やはり消費者から喜ばれる、生産者からも喜ばれる新しい品種を開発していくことは、国の責務でございます。

それから、技術を普及していくということ、畑作の技術は豊凶に、自然の状況に影響されやすい面がありますので、この耕作技術その他普及におきましては、これは大変大事なことでございますので、これも国がしっかりとやっていかなきゃいかぬ、このように思います。

○藤田(二)委員 そういうことなら、その交付金、不足払いをやめるといふことじゃないに、それもしながらそつちの方も強化をして、今こそ実需者のニーズにこたえていく、消費者のふやしていく声にもこたえていくという方途をとってもらいたいものであります。

そこで、私、せんだって、北海道の十勝の方から、畑作専用大豆生産地ですが、今度の制度改

正に対する不安といふものをさんざん聞かされた。

若干御紹介いたしますが、お菓子に使う大豆があるそうです。これはとても評価の高い大豆でありまして、平成十一年は六十キロ当たりの手取りが二万一千円あった。もちろんこれは、不足払いのあれがあったのでしよう。しかしこれからは、流通経費を含めて、販売価格で一万円、定額助成の八千五百円合せての手取りになるが、そこから流通経費三千円、新たな農家拠出金三割を引くと、これでやっていけるのかなという不安にさいなまれるのだと。

これからは、どの農家もなるべく値のいいものをつくらうというので、これまでそういう大豆には届かない品種の大豆をつくっていた生産者がそういう値のいいところに変えていくということ、で、せつかく値がよくなったのに、そこがまただぶついてしまつて、値が落ちてしまつてというような心配も出てくる。

一方、余り評価の高いとは言えない大豆をつくっている人も、水田の本作として大豆がふえてくると、値は確実に崩れるんだと。だって、市場原理とは生産者価格を引き下げられることなり、このことは米で体験したんだということをおつしやつたわけでありませう。

それでも大豆の生産量はふやし続けることができると、大臣は説得力を持って答えられますか。○玉沢国務大臣 いつも皆さんと議論をするところ、一番ここが大事なところでございまして、自由社会経済におきましては、やはり需要と供給の原則といふものが生きてくる。ところが、社会主義経済におきましては、価格を長期にわたつて固定的にしたものでありますから、量は確保しましても質が落ちるとか、それからまた、柔軟な政策に転換できなかったために、膨大な国家財政の赤字が生じまして、結局、にっちもさっちもいなくなつた、こういう硬直的な政策をとつたところに共產主義国家の農業政策の失敗があるわけでございます。

いつもここで議論しておるわけでございますけれども、我々はこの大豆が欲しい、そういう大豆を生産する、これによって価格が上がつていくわけですから、そういう点におきまして、委員はいろいろと心配をなさつておるわけでございませうけれども、私どもは、需要者がどう大豆を求めているか、消費者がどう大豆を求めているかといふことに積極的に対応して、生産の増につなげることでできるように政策を推進していかなくさいかぬ、このように思います。

○藤田(二)委員 余りこの問題から大きくそれた反論の仕方をされなくてください。今まで日本は社会主義国家だったので、共產主義国家だったので、

そして、この間中林委員が、スイスという国は、所得補償はもうないけれども、価格保障もしつかりやつて、国内の自給率の向上を図ろうという施策をとつて、今日自給率の向上が図られた。これはイギリスもそうです。EU各国、ずっと調べてみましたら、やはり生産者が安心して、安定的に生産を続けられるようなやり方というその施策が自給率引き上げにつながつていっているのです。

そして、日本も、大臣、貿易の輸入自由化の打撃を生産者に与えないようにという立場から、交付金制度をとつたんじゃないですか。あのとき、社会主義の国に入るといふことでとつたんですか。私はもう続きの質問に入りますが、余りこつけない反論の仕方はやめられた方がいいですよ。それから……(発言する者あり)ちよつと聞いてください。現在、昨年十二月の入札価格が前年同期に比べて二〇%も下がつています。そして、一月に入つても低下傾向に歯どめがかかつていないと報道されています。これは、九九年産が増産であつたといふこともあるでしょう。しかし、同時に、不足払い廃止が決まつて以降、市場価格が低迷しているといふことは、そこを見越しているといふこともあるわけでありませう。

だから、再生産が保障されるところか、本法案

が施行されると、価格低下、大きな気象変動あるいは需給のバランス等によって価格変動が起こり、そのことが直接生産者の手取りに響くことになるわけじゃないですか。大豆は米よりも価格が不安定だといふふうに考えられませんか。その不安定な価格で生産者の手取りが狂つて、価格の低下に脅かされることになると思ふれば、これはもう本当に大豆の生産拡大どころじゃないのです。そして、木材と同じで、結局、市場の価格は外国の輸入物の値で決まつていく、そういうことになるではないですか。だから、私たちは、この法案はやめなければいけないという立場です。

○玉沢国務大臣 委員もこの場で、丹波の黒大豆は大変高い評価を得ていると言われました。これは自由社会ですよ。社会主義社会においては、そういうものも全部押しなべて価格を引き下げて、そういうことなんですか。

それから、スイスの例を申されましたが、ここで議論になりましたので、あえて、話題になりましたから調べてみました。

委員のおっしゃられるように、国内の支持価格体制の保持、国境措置、いろいろとつて自給率を上げたのは確かでありませうけれども、大変な財政赤字になりまして、その政策を今改めていふのがスイスの現状であるといふことをあえて申し上げておきたいと思つてございませう。

それで、要するに、現在の我々が進めている政策が生産の増にならないのじゃないかといふ委員のお話でございませうが、我々は、この政策は、実需者にも合つた、生産者の意欲も向上せしめて、そして生産の拡大につながる、こういうふうに申し上げることができると思ひます。

○藤田(三)委員 私は、重ねて申し上げますが、それでは本当に生産者はついていけない、その政策にはついていけない、もうやめなければ仕方がない、既にそういう思いを持っている。そして、この価格支持制度の大幅な後退が手取りに反映していけば、もう本当に農業が一層困難になつていくことは明らかであります。

各地で、大豆の不足払い制度をうまく活用しながら国産大豆を定着させていこうという運動は、消費者と生産者の産直関係の中で、あちらこちらで生まれてきているのです。私、福島にも参りましたが、それはとてもすてきな運動であります。こういう運動がせっかく定着しているのに、そのさなかに価格の下支えとしての不足払い方式を廃止するということは、国民に対する重大な裏切りになるといえることを言っておきたいと思うわけがあります。

そこで、時間がもうだんだん迫ってまいりましたけれども、豆経、大豆の経営安定対策の問題に入ります。

これは、皆さん御自身が、価格変動が大きいというところで、生産者の意欲を奪ってはならないと言った大豆生産者経営安定対策というのを打ち出されたというふうに考えます。そして、稲作と同様の、豆経と略しますが、これを新設することによって、積立率も、稲作よりも高目に設定していったというの、やはりその打撃というのをちゃんと予測されているからだというふうに私は解釈をしておりますけれども、この点についてはまた後ほど答えてください。

問題は、これはもう稲作でも証明されておりますように、何と云っても、補てん基準価格は前三年の平均販売価格で決まるわけでありまして、単年度の暴落の実態が反映しない、そういう大きな矛盾を抱えているわけでありまして。

したがって、私も、本当に大豆の振興を図り、そして農家の不安をなくすためには、補てんの拠出を農家に求めるということじゃなしに、全額国が負担し、その差額は国が見ていくというふうにするべきだということを言いたいわけでありまして、この点についても、簡単に結構です、お答えください。

○玉沢国務大臣 大豆にかかわらず、農産物の生産については、豊凶が大きな影響を与えるわけがございます。したがって、安定、不安定、いろいろと繰り返すわけでございますが、できるだけ

け安定的な生産を維持することができるよう制度をつくっていかねばいかぬ、こういうこととございまして、大豆作の経営安定対策につきましても、豊凶等の要因により価格が変動することとも考えられますので、この安定対策を講ずる、こういうこととしておるわけでございます。

○藤田(ス)委員 残念ながら、あの大変な問題が残っておりますので、この問題はまた参議院の方に移していきたいというふうに思います。

業種についても、私はこの法案を見ながら本当に思ったのは、ではこれからどうするのかというところは何も示されないで、予算化は二〇〇一年からだなどという言い方で、どうするのかというところを示されない限り、一体、この法案を受け入れていいのか反対していいのか、それさえも判断できない。こんな無責任なやり方はやめるべきだということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、遺伝子組み換えで、せっかく厚生省からお見えですので、失礼になると思いますが、御答弁をいただきたいと思っております。政府は、これまで法律に基づかず任意に行われていた遺伝子組み換え食品の安全性の審査を、ことし四月から食品衛生法に取り入れて安全審査として義務づけるということを明らかにしておられます。

私は、これは当然のことであって、評価をしていくわけですが、しかし、消費者問題特別委員会というのがこの院にございまして、今国会からなくなりまして、その中に、遺伝子組み換え食品の表示問題等に関する小委員会というのがありまして、この中でも、党派を超えて政府に求めたのは、安全審査のやり方はまだ非常に部分的だ、食品添加物並みの審査になつていないじゃないか、しかし、遺伝子組み換えの安全性については、国際的にもさまざまな議論が行われているんだから、慢性毒性、アレルギーあるいはまたがん、そういうものについて、本当に食品添加物並みの厳しいチェックをするべきだという意見があったわけ

けであります。

私、きょう詳しく言えませんが、この点について、厚生省に御答弁をいただきたい。

○西本政府参考人 お答えをいたします。

遺伝子組み換え食品の安全性につきましては、これまで、御指摘のように、私も安全評価指針というものをつくりました、専門家による食品衛生調査会という場で審査をしてまいりましたところでございます。

具体的に申し上げますと、挿入いたしました遺伝子によってつくられるたんばく質の有害性の有無、あるいはアレルギー誘発性の有無、あるいは挿入した遺伝子が間接的に作用いたしました、他の有害物質をつくる可能性の有無等々につきまして、詳細な項目を設けて審査をしているところでございます。

お尋ねの長期的な影響の問題でございますが、現在の指針におきましても、これらの審査項目による審査では、安全性が十分に確認できないと判断された場合には、食品添加物の指定の場合と同様に、慢性毒性に関する動物試験等の安全性に関するデータを提出させることとなっておりますところでございます。

これまで、二十九品種の作物と六品目の添加物について安全性審査が行われてきた範囲におきましては、ただいま申し上げた慢性毒性試験等が必要と判断された例がございませんので、やっておらないということでございますが、今後、必要と判断される事例が出てまいりました場合には、これらの試験データを提出させることになろうかと存じます。

今回、遺伝子組み換え食品の安全性審査を義務化するに当たりまして、従来の安全性評価指針に基づく審査内容を安全性審査基準として文書で明確化することといたしております。今後とも、最新の科学的知見あるいは調査研究を進めて、遺伝子組み換え食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○藤田(ス)委員 時間が参りましたので、これで

終わらなければなりません、大臣、最初におっしゃったように、消費者は遺伝子組み換え大豆に大きな不安を持っている、それについてはぜひ関心を持っていただきたい。これからWTOの中でもこのことが問題になっていきますので、私はそのことを強く求めておきたい。

それから、先ほど紹介した小委員会の中では、偶然的混入の上限、遺伝子組み換えの原料不使用の食品の表示というのは、今の政府の品質表示基準を見ますと、堂々と遺伝子組み換え原料が混入されかねない。なぜならば、混入率が明記されていないのですから。だから、私は品質表示基準にそのことをぜひとも明記するべきだということに考えます。

これも超党派で一致していることでありますが、せっかく表示を、来年の四月から市場にもあらわてくるということにはなりましたけれども、しかしながら、対象になるのは大豆輸入総量のわずか八分です。これではなくて、消費者が求めているように、使用した大豆は遺伝子組み換えの大豆を原材料にしていると原材料表示を行うべきだ、これが消費者の意向なんだということを、これは自由党、公明党、日本共産党、社民党、民主党、自民党を除く各党一揃にそろって前中川大臣に要請をしているところです。自民党がいらないというの、女性がそのとき委員のメンバーにいらつしやなかったから一緒に行かなかっただけで、女性ばかりで超党派で申し入れもしております。私は、このことだけ大臣にこの場でも正式に申し入れたい。また時間があれば、後ほど取り上げたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○松岡委員長 次に、菊地重君。

○菊地委員 社民党・市民連合の菊地でござい

私、本日、初質問でございます。農業の専門領域の問題につきましては、私の理解が浅く、実態から離れているところや、あるいは間違っているところもあるかもしれませんが、ひとつ私の意と

するところを酌み取つていただきまして、御答弁いただければ幸いです。また、答弁に際しましては、私にも国民にも、つまり素人にもわかりやすく、かつ簡潔にお願いしたいと存じます。

それではまず、玉沢農林水産大臣にお伺いしたいと思ひます。

昨年の国会で、昭和三十六年に制定されました旧農業基本法にかわつて新たな基本法が成立いたしました。その中には、食料の安定供給の確保、農業の持つ多面的機能の発揮、農業の持続的発展など、旧農業基本法の反省から、新しい時代に向けての農業政策の理念がうたわれたわけでございます。

しかし、その具体策となると、これまでの多くの国会論議の中でも、国民の前に必ずしも明らかにされず、国民が重大な関心を持つています食料自給率の目標やそれに関連する施策も、今月末の基本計画までには明らかにできないということでございます。

国民の主要食料である米や麦、大豆をいつまでもどのくらいつくるかという具体的目標が示されないということでは、幾ら理念が立派でありましても、新たな基本法は絵にかいたもちと言わざるを得ないと思ひます。

大臣、私は農業問題には素人でございますけれども、農業政策、とりわけ食料政策の基本は、消費者、国民に安全で良質な食料を安定的に継続して供給するということであり、生産者、農業者にはその条件づくりのために国が積極的に支援するということに尽きるのではないかと思います。

この立場から、今後本委員会におきまして農政の議論をしていきたいという考えでありますけれども、きょう最初の御質問は、新基本法の二条にも記されております、良質な食料という表現があるわけでありますけれども、良質な食料とは何かということについて、新基本法策定過程でどのような議論があり、どのように定義されましたのか、まず簡単に伺ひたいと存じます。

○玉沢農務大臣 食料・農業・農村基本法におきましては、安定的な食料の供給、それからやはり健康的で安全な食品を提供するということを目標としておるわけでございまして、基本法第二条第一項におきまして、良質な食料とは、すなわち安全で品質の高い食料の供給、こういうことに御理解をいただければと思ひます。

○菊地委員 私は、究極の良質な食料というのは、人間が手を加えない、野生といひますが、自然に限りなく近いもの、そういう考えを持つていられるのでありますけれども、きょうはこの議論はいたそうとは思ひません。今後、本委員会の議論の中で深めてまいりたいと思つているところでございます。

次に、大豆の自給率が落ちてきた原因ということについては、先ほど来の質問でありましたので、時間の関係で、私も繰り返すことはやめましよう。

そこで、国産大豆の生産拡大、自給率の向上についてでございますけれども、私が理解したところでは、非常に大まかな言い方をすれば、国内の大豆需要量は約五百万トン、そのうち四百萬トンが油脂用で、この分野は、アメリカ産を中心とする外国産大豆には価格競争力などで太刀打ちができない分野である。残された百万トンの食品用大豆の中で、国産大豆は、勝負していくといひますが、需要の拡大を図っていくしかないというのが現状であると思ひます。

食品用の分野では、国産大豆は、外国産に對しまして、品質、価格、食味あるいは風味など、あらゆる点で差別化を図つていかなければならないであらう、すなわち、国産大豆の優位性を維持し続ける、外国産との競争に打ちかゝつていかなければならないということであらうと思ひます。そのためには、銘柄大豆の作付拡大、生産増大、品種改良、多収獲栽培法の研究など、あらゆる支援策をとっていく必要があると思つております。そうでなければ国産大豆の優位性の維持や生産増大ということとは確保できないと思つてからでございます。

ます。

大臣、これに對してどのような具体策をお持ちか、次にお伺ひしたいと思ひます。

○玉沢農務大臣 大豆大綱をお示しいたしておるわけでございしますが、基本的には、銘柄によつては非常に高く評価されておる大豆もあるわけでございします。今、消費者及び実需者は、やはり国内産の安全で良質な大豆を求めておるという傾向があらひます。その中におきましては、今までは、要するに、先ほど議論したわけでございしますけれども、全部、品質がよくとも悪くとも、平均した価格に交付金を出すということでございますが、今度は、銘柄ごとによつて、いいものをつくつたならば、どんどん消費が拡大していくというような形でやろうという趣旨でございます。

極端な例で、先ほど話があらつたわけでございしますけれども、丹波の黒大豆といひますのは六十キロで十萬円ですから、そういうのは特殊な例だといひまして、農民の皆さんがそうして努力すればいいわけ報われるという方向に向かつて、これを大いに奨励していく、政策で。

安定的にやっていくためには、仮に価格が下がった場合でも経営安定対策といふものをあわせてとつて、そして持続的に農業が展開していくことができるような配慮もしておるわけでございします。このように思ひます。

○菊地委員 食品用国産大豆の現状を見てみますと、平成九年の数字でありますけれども、国産大豆の自給率は一四〇、約十四萬五千トンの生産しかないわけでありまして、煮豆、総菜用は、国産大豆の使用率は八五％でありまして、納豆は九〇、みそ、しょうゆはわずかに四〇、豆腐、油揚げは一五％といふのが国産大豆の使用率であります。納豆、みそ、しょうゆ、豆腐、油揚げなどはまさに日本の食文化を代表する食品であります。この数字をどう見るかということでございます。

けれども、品質や風味といふものが命の豆腐、みそ、しょうゆ、納豆は、逆説的な言い方ではありますけれども、現状で国産率が低いだけに、今後国産大豆の使用を伸ばしていく余地があるといふふうにも言えると思つております。したがつて、あらゆる施策、支援策を動員して、日本の食文化を代表するこれらの分野で国産大豆の使用量増大を図つていかなければならないと思つてあります。

そこで、実需者のニーズに合つた国産大豆を、銘柄品を中心に、豆腐、みそ、しょうゆ、納豆、それぞれの分野で、これは機械的な数字でありますけれども、仮に五〇％の国産大豆の使用率を確保するという目標を立てるとするならば、現在の総需要量は約八十萬トンと聞いておりますので、その半分の約四十萬トンの需要拡大ということになるわけであります。ということは、現状は九萬トンでありますから、三十一萬トンの生産拡大を見込むことができる、こういうことであります。

この数字は、現在の国産大豆の、平成九年の総生産量十四萬トンの二倍強に当たるわけでございします。

先ほど来の議論を聞いていますと、一％の自給率を拡大するのでも大変なことであるといふようなことを聞きまして、この実態について私も認識を深くするわけであります。でありますから、もちろん、五〇％の国産使用率という目標はあるいは高過ぎるかもしれないし、このほかにもさまざまな要素を考慮していかなければならないということはあるかと思ひますが、しかし、この改正案によつて、本気で大豆の自給率を向上させ、生産拡大を図り、生産農家の収入を確保し、高品質の大豆生産を拡大していこうとするならば、こうした具体的な目標を数字にして示してということが必要ではないかと思つております。

大臣、どれだけ国産大豆の生産増大、自給率の向上を図つていこうとしているのか、具体的な数字を示していただくということはできますでしょうか。

○玉沢国務大臣 自給率の問題につきましては、今食料・農業・農村基本審議会におきまして検討しまして、今月の末まで、あるいはその前になるかもしれないけれども、決定しまして、そして閣議等にかけてまして、当委員会におきましても議論していただく、こういう方向でやっておるわけでございます。

今委員から言われました、国内の大豆の生産におきまして、家庭で食べておる食品の部分について、ある程度、五〇%ぐらいの生産は可能ではないか。数字的には可能な数字だとは思いますが、これは四十万トンということでございますから。

現在、米の生産が大体千三百万トン生産できる水田があるわけでございます。それを、転作その他によりまして大体九百五十万トンぐらい生産しておるわけですが、その中に、大豆と麦と飼料作物を重点的に本格生産に向けて頑張る、こういうことになってまいりますと、委員のおっしゃられるように、十七万トンを四十万トンにしていくというところはかなりいい数字が出てくるかなと思ふわけでございます。

つまり、分母が余り広いと一%の自給率を上げるといふのは大変なことですが、しかし、八十万トンという分母があるとすれば、一%八千トンということになるわけでございますので、そういうことをいろいろとこれから検討してやっていくということであれば、かなり積み上げていくということとであれば、なかなかいい数字だな、こう思ったところでございます。

○菊地委員 大臣から本日はつきりした目標数字を聞けないのは大変残念であります。いざいざ出るといふことでございますが、やはり具体的目標数字が明示できないというのでは、生産農氏に、政府のやる気といえますか、本気がどうかということに疑念を抱かせるものでありますとともに、やはり本改正案の実効性に不安を抱かせるものというふうになるかと思ふので、早急に目標設定を明確にしたいので、本委員会にも報告していただきたい、審議させていただきたいという

ふうに思うところでございます。

私は、日本の食文化を代表する煮豆、みそ、しょうゆ、納豆、豆腐、こういった分野で、国産大豆の需要のコアをつくっていかなくてはならない、そのためには、重ねて申し上げますけれども、数量を明示した目標設定というものが絶対に必要であるかと思つておるわけでありまして。

そして、その目標設定に向かつてさまざまな政策を講じていく必要がある。例えていえば、アトラクタムに申し上げますけれども、高品質大豆銘柄に対する契約生産奨励金の創設や、大豆の均質化、ロット化に対する奨励策を講ずること、あるいは播種前契約、全量引き取りなど、産地、品種、銘柄ごとの販売体制強化を図り、安定的価格形成システムや円滑な取引、流通ルートを確立すること、また先ほど藤田委員からも出たようでありまして、大豆産地に立脚した顔の見える大豆加工食品を、生産者、加工業者、流通業者、消費者の協力で生産と消費が結びついたネットワークづくりをどう支援していくか等々のさまざまな施策があると思ふますが、まだほかにもあり得ると思ふ。どのような施策を考えておられるか、ひとつお伺いしたいと思います。

○木下政府参考人 国産大豆を今後さらに増大していくという観点から、私ども、幾つかの点について検討する必要があるというふうなふうに考えているところでございます。

まず一つは、国産大豆について、品質面では非常に高い評価を得ているわけでございますけれども、一方、ばらつきがある、あるいはロットが小さい、あるいは価格変動が大きいというような批判をいただいているところでございます。

したがって、私ども、まずは団地化なり土地利用の集積を行ひまして、あるいは基本技術の励行ということを行うようなことを通じまして、規模の大きな団地をつくっていききたいというふうな考えております。

また、非常に作柄が不安定だという点もございまして、その点にかんがみまして、排水対策等

の基盤整備、あるいは機械、施設の整備など生産振興関連施策の重点実施、それからまた、実需者ニーズに対応したような優良品種の開発、それから生産性向上のための栽培技術の開発等々、各般の施策を講ずることによって国産大豆の振興を図っていききたい、こういうふうな考えております。

○菊地委員 いま一つ、国産大豆の生産増大、自給率向上に資する施策として、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策による麦、大豆、飼料作物等に対する助成策というものがあられるわけでありまして、国産大豆の生産拡大を支える、下支えといえますが、そういう意味でも極めて重要であるかと思ふます。

この問題についての問題点等も、先ほど鈴木委員からも言及があったようでございますので、時間の関係もありまして、この問題は繰り返さないことにいたします。

○木下政府参考人 市場で高く評価される大豆と申しますと、外観品質なり加工適性にすぐれていること、あるいはロットが大きく均質であること等々がその要件だろうというふうな思つております。

ただ、生産増大、自給率の向上という目標は堅持するのは当然でありますけれども、大豆は市況に左右される商品でもありますので、生産増大、供給過剰による値崩れということも考えられるわけでありまして、そういう場合、生産農家の所得の確保というものがされなければ、作付拡大、自給率の向上は実現いたさないわけでありまして、農家所得の確保には万全を期すべきと思ふわけでありまして、どのようなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

私ども、こういうような市場評価の高い大豆の生産を拡大していきたいというふうな考えているところでございます。そのために、まず第一番目は、大豆を使つてつくつていただくような豆腐屋さんとか煮豆屋さん、そういうような実需者ニーズの確かな把握、それから乾燥調製施設等の機械施設の整備、あるいは品種の育成、普及等々を行つていききたいというふうな考えております。

○木下政府参考人 大豆につきましては、今回、改正案で不足払い方式から定額の交付金に改正するという御提案をしているわけでございますけれども、これとあわせて、先生御指摘のとおり、大豆については価格の変動が非常に大きいという点がございまして。

○菊地委員 初めてなものですから、遺伝子組み換え食品等の安全基準の問題については、厚生省の方でどのようなことも聞きましたので、厚生省の方でも結構でありますので、その問題について触れさせていただきたいと思ふます。

今、世界的に遺伝子組み換え食品に対する消費者の懸念が広がっているわけでございます。大豆、トウモロコシ、ジャガイモなど農産物と、これら

を原料とした豆腐、納豆、スナック菓子、そしてしょうゆ、大豆油など、生活に欠かれないすべての食品が含まれております。

農水省は二〇〇一年から遺伝子組み換え食品の表示を義務づけることにしているが、何となく、それが消費者にとつてはまことにわかりにくいし、何を基準にして安全なのかよくわからな

い。豆腐や納豆、みそ、スナック菓子など、大豆を原料としながらも、遺伝子組み換え食品の義務表示と遺伝子組み換え不分別の義務表示、遺伝子組み換えでない任意表示と表示不要、そして何よりも、一〇〇％輸入大豆を使っているしょうゆ、大豆油、コーン油、コーンフレークなどは表示不要となつています。一体何を基準としているのか、明らかにしてほしいと思うわけであります。

○三輪政府参考人 御説明を申し上げます。食品としての安全性につきましては、先生のお話のように、厚生省の方で基準を定めておりますが、農水省の方は、環境に対する安全性とええ、飼料としての安全性を確認しております。

その基準でございますが、環境に対する影響に對しましては、導入した遺伝子の特性を確認した上で、組み換えた作物の花粉の飛散状況、それから雑草化するかどうか、さらに有毒な物質をつくるかどうか、こういうことにつきまして、遺伝子を導入する前の作物との違いがないかということを確認することによって安全性の審査を行っております。

また、家畜の飼料につきましては、導入された遺伝子についての特性が明らかになっていくこと、また、既存の飼料と遺伝子組み換え飼料との間で構成する成分等について差が認められないこと、これらを確認しております。

○菊地委員 今、世界で食料輸入大国と言われている我が国は、遺伝子組み換え農産物の規制のないアメリカから、大豆で三百八十九万トン、トウモロコシで千二百八十八万トン輸入していると聞いております。アメリカの農務省の報告では、アメ

リカで生産される大豆やトウモロコシの五〇％以上は遺伝子組み換え農産物だと伝えられています。それが日本で食用油やしょうゆ、みそ、豆腐になつていくわけでございます。EUは二〇〇二年までに新たに安全規制を強化する方針と伝えられて、それまでは遺伝子組み換え農産物は認めないと言われているわけですね。

食料輸入大国日本としては、健康と環境を守るため、国内でのより厳しい安全基準を消費者にわかりやすい表示とするとともに、国際社会の場で遺伝子組み換え農産物の生産をやるよう提案すべきだと思ひますが、大臣の御見解をお聞かせしたいと思います。

○玉沢国務大臣 大変大事な問題だと思ひます。これはできるだけわかりやすく御説明をさせていただきます。

つまり、トウモロコシと大豆が、これは遺伝子組み換え農産物が入っております。そこで、このIPハンドリングマニュアル、分別流通マニュアルというのをこの前発表しました。

つまり、大豆の場合、生産地から、非遺伝子組み換え大豆、これが種子もちゃんとそうなるという確認をします。それからさらに、今度はカントリーエレベーターとかそういうところを通じて、ちゃんとそこでも遺伝子組み換え農産物とまざらないように、クリーニングされてきたところに入つてきました。さらに、今度は港に入つてまいりまして倉庫に入る場合においても、そこもちゃんとクリーニングされている、さらに、今度は船倉もクリーニングされています、日本の陸に上がつて、さらにそこまざることはありませぬ、そして流通経路に従つてやつていく。ただし、ここまでやつても、これらの五〇％以下ですか、入る可能性がございますので、五〇％めどとしましてこの表示義務、こういうふうにしておるわけでございます。

ただし、トウモロコシの場合は、非遺伝子の組み換えトウモロコシの畑と組み換えの畑が、これはかなり遠くても花粉が飛んでいって交配するわけですね。

けですね。そのために、マニュアルでまいりました。でも、今表示するというのはなかなか難しいんじゃないかというふうなことで、とりあえず、非遺伝子の組み換えトウモロコシの畑から来ましたよ、こういう経路をやつてきましたよということだけは明確に表示をしようではないかということになつていくわけですね。

そこで、今度はEUでございますが、EUの場合は千六百万トンの大豆を輸入している。我が国は四百萬トンですね。それを一％で表示しろということを決めたんですけれども、今言つて委員もわかられたとおりですが、要するに、混入率五％をめどとしてかなりやつてもどうしても入つてくるといふのが我々の経験なんです。

ところが、EUはまず一％ありきということでございます。ではどういふ手順で千六百万トンの中においてそういう形に持つてこられるかということになる、その手順とか手続とか、そういうガイドラインとかマニュアルというものが全然示されておられないので、事実上は無理ではないかというのが我々の、私の感想でございますけれども、いざいざ、向こうの方は、そういう数字を出した以上はどうやってやるかということを見ていきたいと思ひます。

以上です。

○菊地委員 遺伝子組み換えの問題は、私もこれから勉強してまいりまして、この委員会ですらに議論させていただきたいと思つていられるわけでありまして。

最後になると思ひますが、菜種の問題についてお聞きしたいと思ひます。

菜種については、その作付面積が平成十一年で六百七ヘクタールまでに減少したということで、交付金制度から産地の実態に即した措置に移行するというところであります。

本県の景観を代表する景色でありまして、美しい日本の文化と伝統を守るものであるだけでなく、まさに農業の多面的機能や観光資源としても農村振興に大きく寄与する作物であらうと思ひます。

産地の実態に即した措置を策定する際には、新基本法の精神でありますこうした観点にも着目して、単に菜種として見るだけでなく、菜の花の作付に対する助成というふうなことも講じられてもよいのではないかと今ふたつに考えるものであります。鉢呂先生の、今回の改正案の目的のところ、これは旧態依然のままであるという御指摘もありましたけれども、やはり新基本法に沿った方向といふものは考えられてもいいのではないかと

いふのが私の意見でありますけれども、お考えがあれば、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○谷津政務次官 菜種の件についてでありますけれども、我が国の油用の実取り菜種の生産量は、先生おっしゃるよう、昭和三十一年で三十二萬トンがピークだったんですね。それで、それから減少してきてまして、最近では一千トン程度で推移しております。これは地域において特定されまして、最近、鹿児島と青森に集中しております。そういうことで、流通においてもある程度特定の需要と結びついていられるという状況にあります。

こういうことから、このような生産、流通事情の変化を踏まえまして、平成十三年度から、農家の経営の安定にも配慮しながら安定的な契約栽培を推進しようとしていられるところでありまして、実需者と事前の契約のもとに生産し、販売される菜種について定額の単価により助成するような方策を講じる方向で今検討しているところであります。

○菊地委員 ありがとうございます。きょうはこれで終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松岡委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の理由は、第一に、生産費を基準にした基準価格と販売価格の差額を補てんする現行の不足払い方式を定額助成方式に改めることは、国の価格支持制度の大幅な後退であるという点です。このことにより、販売価格が下落した銘柄については、手取り額が減少し、再生産が一層困難になることは明らかです。

現在、安全な国産大豆に対する消費者の関心の広がりの中で、各地で大豆の不足払い制度も有効に活用しながら国産大豆を定着させる取り組みが進んでいます。その最中に価格の下支えとしての不足払い方式を廃止することは、国民の期待にも反するものです。

また、農民負担の大豆生産者経営安定対策の基金をつくり、この加入者だけを交付金制度の対象にすることは、市場価格には影響力を持たない保険制度に価格対策を任せられるものです。

なお、今回の法改正の基本には、新農業基本法のもとでの市場原理を一層活用した価格決定と限られた担い手だけの所得確保対策を進める農家の選別政策の具体化であり、国の財政負担の大幅削減のねらいがあることを指摘しておきます。

第二に、菜種を交付金制度から外すことは、地域で畑作の輪作作物として、また国産の貴重な資源としての菜種の生産を困難にし、復活の可能性をなくしてしまうことです。

今必要なのは、農家の再生産を保障して、大豆と菜種の自給率の引き上げのため、生産、流通、販売対策などあわせ、必要な財源を振り向けるべきであって、不足払い制度の廃止ではなく、制度を生かした支持価格制度の拡充、改善が求められているのです。

以上で、反対討論を終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する討論は終局

いたしました。

○松岡委員長 これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松岡委員長 この際、本案に対し、松下忠洋君外四名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 私は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、大豆の生産の増大と自給率の向上、農家所得の安定に万全を期すべきである。

記

一 新たな交付金制度の運用に当たっては、農業者が意欲を持って生産に取り組めるよう、大豆生産の実態等を十分勘案するとともに、その生産の増大と所得の安定に配慮すること。

また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需給均衡を図るため、生産者団体における販売・生産体制の強化等の措置を講ずること。

二 大豆作経営安定対策の導入に当たっては、

生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

三 国産大豆の優位性を維持していくため、実需者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備、大豆の安定生産に資する栽培技術の高位平準化及び農業生産基盤の整備等を積極的に推進すること。

四 なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興が図られるよう措置すること。

五 遺伝子組換えに係る輸入大豆・なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分配慮して対処すること。

六 原料大豆に係る国産使用表示の的確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。

七 WTO農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところで思いますが、説明は省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

○玉沢国務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○松岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松岡委員長 次に、内閣提出、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○玉沢国務大臣 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材

の育成及び確保が不可欠であり、このような観点から新規就農の促進を図ることが重要な課題となつてゐるところであります。

このような課題に対応するため、新たに就農しようとする青年等に対する無利子の就農支援資金の貸し付け等の措置を講じてきたところであり、これにより新規就農者数は着実に増加しつつあります。しかしながら、近年の農業の担い手の減少及び高齢化が進行している状況にかんがみれば、新規就農者数は依然として十分とは言えない状況にあります。

また、最近における就農の実態につきましては、他産業からの離職就農者や農家子弟以外の新規就農者の増加といった就農ルートの多様化等の変化が見られており、このような変化に対応した就農促進のための施策の推進が求められているところであります。

このため、今後、新規就農者に対する支援措置の充実を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、従前から都道府県青年農業者等育成センターが就農準備のための研修等に必要資金として貸し付けている就農支援資金について、農業経営開始のための施設の設置、機械の購入等に必要資金を追加することによりその内容を拡充するとともに、拡充した資金については、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等からも貸し付けることができることとしております。

第二に、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等から貸し付ける就農支援資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象とすることとしております。

第三に、認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据置期間の上限を三年から五年に延長することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの」を「次に掲げる資金(第十八条第一項の規定により都道府県から資金の貸付けを受けて第五条第一項のセンター又は第十七条第一項の融資機関が貸し付けるものに限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの

二 農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるもの

第六条第二号中「に對し」を「が行う」に改め、「習得」の下に「及び認定就農者が行う」

第四条第二項第三号の措置を加える。

第七条第一項及び第二項中「前条第一号の」を削り、同条第三項中「前条第一号の」を削り、

「四年」を「五年」に改め、同条第四項中「前条第一号の」を削る。

第八条中「就農支援資金」の下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)」を加える。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とする。

第二十一条を削る。

第二十条中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第二十二條 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第一号の二に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、農林漁業金融公庫が定める期間とする。

第十九條を第二十条とし、第十八條を第十九條とし、第十七條第一項中「センターに對し、当該業務」を「センターに對し、融資機関が就農支援資金の貸付けの業務を行うときは当該融資機関に對し、これらの業務」に改め、同条第二項中「償還方法」の下に「その他必要な貸付けの条件の基準」を加え、同条を第十八條とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(融資機関による就農支援資金の貸付け)

第十七條 農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの(以下「融資機関」という)は、他の法律の規定にかかわらず、認定就農者に對し、就農支援資金(第二条第二項第二号に掲げるものに限る。)の貸付けの業務を行うことができる。

第九條及び第十條の規定は、融資機関について準用する。この場合において、第九條中「前二条」とあるのは、「第七條」と読み替へるものとする。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 農業近代化資金(農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。)

二 就農支援資金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。)

三 農業近代化資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

第八条第一号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 就農支援資金

第十一条を次のように改める。

(経理の区分)

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 農業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 就農支援資金に係る債務の保証の業務

三 第八条第一号ハに掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

四 第八条第三号に掲げる業務

第七十二条第一項ただし書中「第二条第三項」を「第二条第三項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二条第二項に規定する認定就農者に対してこの法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第二条第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第三条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二条第一項中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

理 由

青年等の就農促進を図るため、就農支援資金に農業経営を開始するのに必要な資金を追加し、当該資金について、都道府県青年農業者等育成センターのほか、農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにするとともに、農業協同組合、銀行等から貸し付けられる就農支援資金を農業信用基金協会が行う債務保証の対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月二十三日印刷

平成十二年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局